

あります。
何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいます

ようお願い申し上げます。

統きました、織維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

織維産業につきましては、平成六年に改正、延長しました織維産業構造改善臨時措置法に基づきまして、織維製品の生産・流通部門の構造改善を総合的に推進してまいりました。

しかししながら、現在、我が国織維産業は、消費低迷の長期化、円高による輸入の増加等の内外の経済的環境の著しい変化に直面し、一段と厳しい状況に置かれております。このため、かねてより指摘されております織維製品の生産・流通部門における複雑でむだの多い構造の改善を急ぎ、その効率化を加速化させることができが不可欠であります。

政府いたしましては、新技術の開発、情報処理の効率化等を通じて、織維産業の構造改革を一層推進するため、本法律案を提案することといった次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、織維産業における新技术の開発、情報処理の効率化等に係る調査研究等の業務に必要な資金について、織維産業構造改善事業協会が出資を受けることができるとしてあります。

第二は、織維工業のみならず、織維製品の流通部門も含めて、織維産業全体の高度化を促進する事業を行なう織維産業高度化促進施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとしてあります。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。
何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいます
ようお願い申し上げます。

統きました、中小企業信用保証法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨

を御説明申し上げます。

中小企業信用補完制度は、中小企業者の信用力、担保力を補完し、その事業資金の融通を円滑

にすることを目的とし、信用保証協会が債務保証を行い、これについて中小企業信用保証公庫が保

険を引き受けるものであり、保証債務残高は平成七年八月末現在で二十七兆円を超える規模に達し

ております。

最近の中小企業をめぐる依然厳しい経済環境等

を背景として、特に、資金繰りの悪化している中

小企業について担保不足等が顕在化してきており

ます。一方、経済構造改革を推進するためにも、

中小企業の新事業開拓の支援を強化していくこと

が急務となっております。

こうした状況を踏まえ、担保不足に陥っている

中小企業の資金需要に十分に対応するとともに、

資金調達が困難な新事業の開拓を支援することに

より、中小企業の経営基盤の強化及び構造改革を

推進するため、緊急に信用補完制度の拡充を図ることとし、本法律案をここに提出した次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、付保限度額の引き上げであります。中

小企業に対する事業資金の融通の一層の円滑化を

図るために、物的担保を必要としない保証である無

担保保険につきましては、現行二千万円の付保限

度額を三千五百万円に、無担保・無保証人による

保証である特別小口保険につきましては、現行五

百万円の付保限度額を七百五十万円に、新事業の

開拓に要する費用に係る保証である新事業開拓保

険につきましては、現行一億五千万円の付保限度額を二億円に、それぞれ引き上げることとしてお

ります。

第二に、特別小口保険の付保の対象となる者の

拡大であります。無担保・無保証人による保証の

一層の推進を図るため、現在、原則として従業員

五人以下の小企業者を対象としている特別小口保

険の対象者を、従業員二十人以下の小規模企業者

に拡大することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいます

ようお願い申し上げます。

○甘利 委員長 これにて各案の趣旨の説明は終わりました。

○甘利 委員長 これより質疑に入ります。

○栗原(博) 委員 きょうは発言の機会をお与えくださいまして、どうもありがとうございます。

私は、生産地を控えておりますから、一応織維の関係についてひとつ御質問させていただきたい

と思います。

○栗原(博) 委員 きょうは発言の機会をお与えく

ださいまして、どうもありがとうございます。

私は、生産地を控えておりますから、一応織維

の関係についてひとつ御質問させていただきたい

と思います。

橋本通産大臣が我が党の新総裁になられまし

て、我が党も極めて活気づいてまいりました。早

く橋本通産大臣独自の施策を打ち出していただき

たいというふうに、実は思っているわけであります。

現下の経済は、申し上げるまでもなく、平成四

年が〇・三%、平成五年マイナス〇・二、六年〇

・六と全くゼロ成長で、本年も、もう四年連続の

ゼロ成長でなかなかどうかといふように言われておる

わけであります。が、国民が最も心配している状況

を実は醸し出していると思うのであります。千四

百億ドル近い大幅黒字を抱えながら、なぜ先行き

がこのようにな透明なのかということ、大変憂

慮すべき状況だと思っております。

また、失業率が、ことしは三・二%ですか、過

去年間約二%台が、今度は三・二%を上回ると

いうような状況であります。また特に、来春に

学校を出ます女子学生がどうも就職がないとい

うことで、大変社会問題化もしていることは御承知のとおりであります。

こういう時期に橋本通産大臣が我が党の総裁に

なられまして、「元気を出せ!日本」「自信回復宣言」ということで、その中で、強い日本経済の

再建を実は訴えておるわけでありまして、そのシナリオからいいますと、一年、三年、五年後とその姿を提示しております。今後一年間、本格的な景気回復にあらゆる政策を集中的に投入するといふことで、それが第一段階であります。あるいは、今後三年間は抜本的な経済・産業構造改革を推進するということで第二段階である。また、今後五年

間、二十一世紀型システム完成の基盤整備を行なうことで、その第三段階であります。こういう新しい経済システムを構築するという提言は、まさに私は射たものであるといふに実は思つておるわけであります。日本経済の再建を期すということを、我々は新総裁のもとで心から誓うものであります。

さて、この中で、日本経済は世界経済と不可分の関係であるわけであります。各國は、その国々はその国の権益を守りながら秩序ある貿易関係を進めるということやはり腐心し、我々は、

さに私は射たものであるといふに実は思つておるわけであります。日本経済の再建を期すということを、我々は新総裁のもとで心から誓うものであります。

さて、この中で、日本経済は世界経済と不可分の関係であるわけであります。各國は、その

国々はその国の権益を守りながら秩序ある貿易関係を進めるということをやはり腐心し、我々は、

さに私は射たものであるといふに実は思つておるわけであります。日本経済の再建を期す

ことにおいてはガット体制からウルグアイ・ラウンド体制に移行して、そしてまた各國の思惑、ま

た日本と米国との各分野におきます貿易摩擦問題な

どからして、その交渉過程を見ると、まさしく経

済戦争をやっているような、そういうような状況

を醸し出すこともあります。軍事戦争

においては諜報活動がその戦争の勝ち目を決める

と言われておるわけであります。軍事戦争

においては諜報活動がその戦争の勝ち目を決める

と言われておるわけであります。今日この経済

交渉に当たりまして、相手の出方を深く探るとい

うこと、それが最重要課題であるかも私は思

います。

我が國もかつては、きょうこの法案で審議され

ます織維の問題でございますが、一九五〇年代に

日本米の織維紛争のあったとき、トーマス・デュ

イ元大統領候補を我が国のロビイストに迎え入れ

まして、アメリカ議会や政府に対してロビー活動

を行なったわけであります。当然それは情報の収集

に当たり、アメリカ側の政策決定に對して少なからぬ影響力を行使したことは事実だと思います。

日本のかつてのロビーは、元上院議員とかあるいは元大統領補佐官とかあるいは元CIA長官とか

元運輸長官とか、そんなのを挙げたら枚挙にいとまがないませんが、特に一九八八年の包括通商法案の立法過程においては、我が国ロビーは約一億ドルを費やして、前例のないこのような巨額の中でも、当時のシェーメズ・ライト下院議長から強い不快の念を表明されることもあったことがあります。しかしこれは、日本の、我が国の企業サイドで行使したものとして考えていいと思います。ところが、昨日の新聞報道を見ますと、アメリカがことしの六月、橋本通産大臣が大変真摯な中で交渉を重ねまして、そして合意、決着しました日米の自動車交渉のその過程において、米国の大CIAが日本側のやりとりを盗聴したということになりました。これはまあ国家ではなくて、やはり企業がニューヨーク・タイムズを通じて報道をされたおるわけでありますと、その真意は私はばかりかねる部分がありますけれども、しかし、報道をされていることはやはり事実関係があったと私は推測するわけであります。

先ほど申したとおり、我が国もずっと今までアメリカ議会におきましてロビー活動をしてまいりました。これはまあ国家ではなくて、やはり企業が中心であったと思うのです。今回は、このアメリカの諜報活動は、まさしくアメリカ國という國家が諜報活動を行使したということであるわけでありまして、同盟国として大変よい関係でありますと、した我が国に対してこのような行動をもつとったとしたら、極めて私は遺憾な事実であると思つております。

そういうことで、いろいろ新聞報道で報じられておりますが、もし日本の領土内におきまして日本の権益を損なうこのような行動が行われたといたならば、これはもう断固として認めるわけにいかないと思うわけでありますと、当時この交渉でござつたされました、そして一番御苦労をされ、またお困りの交渉の経過を一番御承知されております橋本通産大臣から、この新聞報道によりますアメリカ CIAの盗聴疑惑について、どのように御所見を持つているか。あるいはまた、私ども日本の国会は、先進国の中でもスペイ防止法というものが日本

元運輸長官とか、そんなのを挙げたら枚挙にいとまがありませんが、特に一九八八年の包括通商法案の立法過程においては、我が国ロビーは約一億ドルを費やして、前例のないこのような巨額の中でも、当時のジエームズ・ライト下院議長から強い

本だけがないように伺つておるわけであります
が、今後こういうことが、何かにおいてそのよ
うな法的措置も必要でなかろうかとは思うのであり
ますが、その点も含めて、大臣の御所見を実は承
りたいと思うのであります。

不快の念を表明されることがあつたこともあります。した。しかしこれは、日本の、我が国の企業サイドで行使したものとして考えていいと思います。
ところが、昨日の新聞報道を見ますと、アメリカがことしの六月、橋本通産大臣が大変真摯な中で交渉を重ねまして、そして合意、決着しまして、日本側の自動車交渉のその過程において、米国側のCIAが日本側のやりとりを盗聴したということがニューヨーク・タイムズを通じて報道をされていました。おるわけでありますと、その真意は私ははかりかねる部分がありますけれども、しかし、報道をされていることはやはり事実関係があつたと私は推測するわけであります。

よろしくお願ひします。
○橋本国務大臣 ちょうど日曜日の夜、私は、マ
スコミからの取材によりましてそのニューヨーク
・タイムズの記事の話を知りました。瞬間、大変驚
不愉快な感じと信じたくないという思いと、双方が
がよぎったわけであります。私は、CIAが自動
車・同部品協議の間に諜報活動を行ったかどうか
か、これは承知をいたしておりません。しかし、
昨日外務大臣にお願いをし、外交的にこの問題に
ついてアメリカ側に問い合わせていただいておりま
まして、現在までにそれに対しての報告があつた
とは連絡を受けておりません。

今委員からスパイ防止法というようなお言葉も

ございましたけれども、從来から我が国では何回か議論になりながら、いわゆるバイ防止法あるいは機密保護法的な法律はつくられずに参つておるのが実態であります。また、そういう意味では、果たしてC.I.A.がそれほど諜報活動をしなければならないほど大変だったのかなという気もしないではありません。

ただ、結果を考えていただきますと、そういうことがあつた、なかつた、これはいずれアメリカ側からどういう返事が参りますか、外交ルートを通じての返事があらうかと思ひますけれども、日本自動車・同部品協議と申しますものは、日本政府は從来からの立場を踏まえ、その筋を曲げないままに去る六月末に決着をすることになります。そしてその内容とといふものは、アメリカ側が強く固執しておりました数値目標を排除する、国際ルールにのつとつた形で決着を見ることがでたわけでありまして、日本側としては評価できる内容の終わりを告げることができたと考えております。

も、実は數ヵ月前にもほかの新聞で、アメリカ国内で同じような話が報ぜられたことがありました。そのときにも大変不愉快な気持ちは持ちましたが、事実問題として日本政府の筋を曲げずに決着をつけられたということから、昨日の報道を受け、日本のマスコミの皆さんも大変関心を持たれています。そこで、改めて外務大臣にお願いをし、現在調査をお願いしております。

○栗原(博)委員 私も、新聞報道の限りにおいては大変不快の念を持っていますし、米国に自重をひとつ促していただきたいというふうに思っておられます。

さて、織維産業の件でございますが、かつてこの織維産業は我が国の基幹産業でありましたし、戦後はまた輸出産業として我が国の復興に極めて大きな役割を果たしてまいりました。現在その産業の力も弱まっているといつても、事業所数で十二万軒で、全製造業の一七・四%にも当たる、あるいは従業員は百二十二万人で、全製造業の一〇・四%に当たるということでありますし、また、流通関係も大変多くその従業員がおるので、約百四十六万人で、これは流通の一・二・五%に当たるということでありまして、国内市場だけでも二十兆円の市場構成を実はしているやう伺っております。

しかしながら、織維産業は付加価値が低いといふことで、他の産業に比べて約半分である。その付加価値生産は従業員一人当たり四百八十三万円と伺つておるわけであります。また、従業者数と事業者数が、しかしそのそそ野は極めて広くて、地古里では産業の重要性が全産業の八〇%にも当たる地域もあるわけであります。また、そのそそ野は、私どもの地方においてはある市においては、染色整理とか編み立て、そして縫製、

リンギングとか、まとめとか、各分野にわたりまして、農業関係の方々が内職をしたり、あるいはまた勤労者の方々の奥さんたちがその仕事をしておられますので、この産業の力が弱まれば当然やはり消費需要についても極めて低くなつて、地方経済を襲う波は大変大きいわけであります。その中にありますと、この産業は本当に不況感を脱し切れないと、要するに不景気の真っただ中にあるといふに言われておるわけです。

例えば、従業員の数も、私どもの地方もそうですが、従業員の数が大変減つているわけでありまして、昭和五十五年から平成二年の十年間で約二万人で、一年間に一、二万人ずつ減つたそうであります。ですが、平成三年から五年までの二年間で約一万人ですから、一年間に五万五千人も従業員が減つっているということになります。

それはなぜかということになるかと思うのですが、この産業は、こうして対米自主規制になりましたが、過去幾度も苦難の道を歩きながらも經營努力がなされ、経営者は心血を注いで努力してまいりました。政府、通産省におかれましても、織維工業設備等臨時措置法を初めとして、今まで幾度もこの法律を改正しながら構造改善を進めてき、その効果も出ておるわけであります。しかし現実的には、過去のドルショック、そしてまたオイルショック、一九八五年のブラザ合意以来、織維産業、もはや極めて不況のどん底にあるわけです。政府はこれに対してもどのようにこの織維産業を見ておられるかということについてお聞きしたいと思うのであります。

○中野政委員 お答えいたします。

今委員おっしゃいましたように、日本の織維産業、かつてない大変苦境の状態が続いているわけが回復いたしまして、それが全体の景気とともに生産も順調に回復していく、こういうサイクルを

たどりてきたわけでございますが、昨今の織維産業の状況を見ますと、例えば百貨店の売り上げで見ますと、平成四年から三年間、また、ことしに入りまして連続して衣料品の売り上げは減少しておりますわけでございます。

輸入品につきましても、今御指摘いただきまして、輸入浸透率、これは数量ベースでござりますが、五六%ぐらいになりますと、アメリカでありますと輸入浸透率は約三五%ぐらい、ヨーロッパでありますと四五、六%、こういう状況でございます。もちろんこれは数量ベースでございますが、金額ベースで見ますと、あえて試算しますと、私ども、二三%か四%ぐらいの輸入のもとで織維産業が経営を行なう、こういう状況に立ち至っていると思っております。生産につきましても、大体この三年間で二十数%減少でございます。

したがいまして、企業収益につきましても、紡績業は総じて今赤字状態、原糸供給であります合

織につきましても、特定の数社を除きまして大変苦しい状況が続いているわけでございます。織布あるいはニット等につきましても、頑張っている企業もございますが、総じて企業収益も大変状況が悪い、こういう認識におるわけでございます。

○栗原(博)委員 そういう中で、私は今お聞きしましたけれども、もう国内産業はたえがたい状況にあることは御承知のとおりであります。

では、この中で、特に最近は東南アジア等から輸入品がふえておるわけですが、その国別での輸入状況、おわかりでしたら、あるいはまた最近イタリアのいい品物がひしひしと日本に入っていますが、そういうことについて、簡単でよろしいですから数字をお示ししていただけますか。

○中野政府委員 お答えいたします。

日本の織維製品全体の輸入の現在の姿でござりますが、約半分が中国から参っております。あと、残りの主な輸入国を申し上げますと、韓国が一割ぐらいでございます。パキスタンが一割強。

それからASEAN、これはインドネシアが、最近はタイが主力でございますが、大体八%から九%輸入シェアを占めているという構図になっております。EU全体からの輸入は四%ぐらいでございますが、イタリアにつきましては毛織物あるいはニットを中心 최근輸入があえておりまして、ただ、全体に占める割合は一・二%程度のものでございます。

昨年の輸入状況を申し上げますと、数量ベースでいきますと、一七%の輸入の増加がございました。イタリアにつきましては五%、これは過去、昭和五十年ぐらいを見ますと数量はそうふえておりませんが、昨今のファッショニン性のものというようなことを中心に昨年はふえております。それから東南アジア、ASEANにつきましては、昨年の輸入は三三%増という状況でございます。

ただ、織維の輸入につきまして一言申し上げますと、本年になりましてからこの輸入増加のテンポは相当だらかになつてきておりまして、全体で申し上げますと、昨年一七・二%の増でございましたが、ことし一月から八月、統計のわかつておるところで申し上げますと六・八%増といふことで、現在比較的落ちついた状況にはなつております。

以上でございます。

○栗原(博)委員 橋本大臣もかつて織維関係にお勤めでございましたので、私が申し上げるまでもなく、私以上に熟知されていると思いますが、織物は後染めと先染めがありまして、白地にプリントする、要するに後染めが生産量の大体九五%ぐらいある。私ども新潟でやつております、見附とか板尾等でやつております先染めが五%で、この中で一%の生産量を食うか食われるかによつて、その産地の好況感というようなものが出てきたわ

が風にさらされているというふうに産地の方は実は考えております。

しかしながら、政治、行政に頼ることも限界がありますが、イタリアにつきましては毛織物あるいはニットを中心 최근輸入があえておりまして、まさしく織維の国よりも低いわけでありまして、まさしく織維が、うちの方で五泉市というニットの土地があるのですが、ファッショニンタウンづくりでシンボジウムを開いて、地場ファッショニンをつくり上げようとしているところです。五泉ドリームという中でのファッショニンショーネをやつて、地元だけでもいいから需要を喚起しようということもやつておるようになります。あるいはまた見附においては、見附のニット工業協同組合などが東京の青山でやはりショーネをやつて、一生懸命みずからの方で生き延びようとしている努力をされているわけあります。あるいはまた見附においては、見附のニット工業協同組合などが東京の青山でやはりショーネをやつて、一生懸命みずからの方で生き延びようとしている努力をされているわけあります。

しかし、それでも私は限界もあるうかと思います。例えば、新潟県を初めとして北陸の石川、福井県等は、全産業の二〇%以上が織維産業に依存しているわけであります。こういう中で織維産業をどうしてやつしていくか。また、ウルグアイ、ラウンドの中で、米もうまくなくなる。米をつくっているところと織物の内職、下請はお互いに共存、共生しておりますが、米もうまくない、織物のニット等の下請もうまくないとなりますと、やはり地方の農村における経済的なダメージ、打撃は大変大きいわけであります。

この中で私は、従来からWTO委員会あるいはまた予算委員会等でも質問してまいりましたけれども、ガットの原則の中で認められておりましたセーフガード、このセーフガードの発動を何としてもやはりせねばならない。欧米諸国等では認められているのに、日本がなぜここまで、ガットの原則の中で認められていませんが、これは、貿易黒字を持つておる時代になつた、改めてその重みを感じております。

この中で私は、従来からWTO委員会あるいはまた予算委員会等でも質問してまいりましたけれども、ガットの原則の中で認められていませんが、これは、貿易黒字を持つておる時代になつた、改めてその重みを感じております。

今委員からお話をありましたように、本年二月二十三日、関連の事業者団体から綿糸四十番手クリスチーナーの輸入に対する規制を設けた。これがどうなつていった時期の綿糸の社員であります。また、合織への切りかえを失敗しまして、かつて私がいた会社はなくなりました。そんな思いを重なつて、この中で私は、従来からWTO委員会あるいはまた予算委員会等でも質問してまいりましたけれども、ガットの原則の中で認められていませんが、これは、貿易黒字を持つておる時代になつた、改めてその重みを感じております。

今委員からお話をありましたように、本年二月二十三日、関連の事業者団体から綿糸四十番手クリスチーナーの輸入に対する規制を設けた。これがどうなつていった時期の綿糸の社員であります。また、合織への切りかえを失敗しまして、かつて私がいた会社はなくなりました。そんな思いを重なつて、この中で私は、従来からWTO委員会あるいはまた予算委員会等でも質問してまいりましたけれども、ガットの原則の中で認められていませんが、これは、貿易黒字を持つておる時代になつた、改めてその重みを感じております。

一日、調査開始を決定をいたしました。

この織維セーフガード措置の手続などにつきましては、検討すべき事項として、輸入増加の事実及びこれによる我が国の産業に与える重大な損害などの事実、原産地に関する事項、国民经济上の緊急の必要性を要する事項といったものが規定をされておりまして、通産省といたしましては、これらの方針を検討しながら、引き続き調査を行つておる段階であります。

織維セーフガード措置の手続などにより、この調査は調査開始決定後一年以内に終了させることとされているわけであります。私どもは可及的

速やかに調査を終了させるべく、現在努力を続けております。御協力をもまたちょうだいをいたしたいと存じております。

○栗原(博)委員 なかなかデリケートな時期でございますから、大臣の御回答も含みのある中でのお話をうながすが、産地の皆さんにおっしゃるには、欧米に比べて厳しい条件と手続をされているのではないか。そしてそれが発動しましても、中身を見ますと三年間の限定である。そしてまた、年六%の上限は許されるというようなことであるようあります。極めてセーフガードの効果は薄いのではないか。

例えば、先ほど局長さんですか、六・八%今年度は輸入の増加だとおっしゃつておりましたが、そうなりますと、この二团体の要請を受けてセーフガードが発動されると、まあ織維業界広いわけですから、他のニットとか綿織物あるいはまた合織の織物までいろいろあるわけなんです。こういう方々が、やはり一つの励みになるわけです。日本の国は、欧米諸国等ではセーフガードをやっているけれども、日本だけはしていないかった。しかし、日本の政府も我々の産業を守るという意図はあるんだという、そういう意味でも極めて私は大きいものであり、また業界の業者もみずから生きるために、みずから努力で構造改善を進めていくと思うのであります。ですから私は、このセーフガードを発動するか

どうかによって、国内の織維産業の皆さんがあ

に対する希望を持てるということを申し上げまし

て、ぜひひとつ大臣から早急な御決断を下され

て、ぜひとと自主的な規制で対応したいといつた

お話を賜りたいと思います。

○橋本国務大臣 この調査開始を決定いたします

につきましても、いろいろな国から、やめてほし

い、あるいは自主的な規制で対応したいといつた

お話をありました。しかし、そうした中で

通産省は、今回初めてでありますけれども、調査

につきましても、いろいろな国から、やめてほし

い、あるいは自主的な規制で対応したいといつた

お話をいたさうと存じます。

○栗原(博)委員 わかりました。ひとつよろしくお願いします。

実は、きょうの織維のこの法律のこととございま

ますが、たびたび業界も構造改善をやつてまいり

ました。しかしながら、リスクを分散するとい

う中で、この織維業界は複雑、私に言わせれば、複

雑でありまたなかなか怪奇な業界であると私は思つておるわけであります。いわゆるプロダクト・アウト構造を余儀なくされております。実は

が、今先生御指摘のとおりでございますが、織維の日本の産業の実態、平均的に申し上げますと、米から製品になるまで、リードタイムといいますか、大体六十八週、一年三ヶ月ぐらいかかるわけでございます。八年前からアメリカがクィックレスポンスということを業界の大きなかつねりとして実施しまして、これが三ヶ月、四ヶ月に短縮、かつ消費者も「三割の安いものを得る」という流れがあるかと思うのであります。要するに、生産者、卸、小売の段階でお互いに売れ残りを抱え込むというむだの多い業種であります。しかし、これもうこれまで以上はつておけないと

うことです。

昨年改正いただきましたこの織維法に基づきまして、私どももむだの多いといいますか、結果として見込み生産で二割三割の返品になる、マーケットも非常に多段階になっておる、こういう構造を、情報技術を核にしまして、必要なものを必要なだけ生産してできるだけ短縮ルートでマー

ケットに直結して届ける、こういう構造をつくりたいといたことでやつてまいりました。この一年間で大体十五のグループの方が、現在情報化とい

うことで企画、プランをつくっております。

そういうことで、今回私ども織維構造改善事業

協会に補正予算で二十五億円いただきまして、こ

れによりまして利用するソフトウェアの開発、中小企業でも使いやすいソフトウェアの開発、あるいは情

報化に伴う生産、流通のシステムのハードを含め

た汎用的な技術の開発、あるいは全国の产地、消

費地を結ぶ実験的なネットワークを提供いたしまして、これでいろんな織維のグループの方がアソシエーションを組んでクイックレスポンスの実験

イックレスポンスですか、これの効果はばかり知れないものがあると思うのであります。

平成六年度にこの法律の制定を見ておるわけであります。既にアメリカなどはこれに成功しているようあります。そういう意味で、今回この法律の改定の要点をひとつお聞きしたいと思うのであります。

○中野政府委員 改正の要点とねらいでございま

すが、今先生御指摘のとおりでございますが、織維の日本の産業の実態、平均的に申し上げますと、米から製品になるまで、リードタイムとい

ますか、大体六十八週、一年三ヶ月ぐらいかかるわけでございます。八年前からアメリカが

クィックレスポンスということを業界の大きなかつねりとして実施しまして、これが三ヶ月、四ヶ月に短縮、かつ消費者も「三割の安いものを得る」という流れがあるかと思うのであります。要するに、生産者もむだの多い業種であります。しかし、これもうこれまで以上はつておけないと

うことです。

昨年改正いただきましたこの織維法に基づきまして、私どももむだの多いといいますか、結果として見込み生産で二割三割の返品になる、マーケットも非常に多段階になっておる、こういう構

造を、情報技術を核にしまして、必要なものを必要なだけ生産してできるだけ短縮ルートでマー

ケットに直結して届ける、こういう構造をつくりたいといたことでやつてまいりました。この一年間で大体十五のグループの方が、現在情報化とい

うことで企画、プランをつくっております。

そういうことで、今回私ども織維構造改善事業

協会に補正予算で二十五億円いただきまして、こ

れによりまして利用するソフトウェアの開発、中小企業でも使いやすいソフトウェアの開発、あるいは情

報化に伴う生産、流通のシステムのハードを含め

でありまして、ぜひひとつこの景気対策の中で、ちょっとと見過ごしがちでありましたこの借りかえの問題をぜひひとつお考えおき願えればということをお願い申しますと、私の質問にかえさせていただきます。

○新政府委員 政府系中小企業三機関、過去に借りた金利、非常に高いという御指摘ございました。確かに金利、その水準高い時代に借りたわけではありませんが、この政府系三機関の一、一つは役割ということで考えますと、民間金融機関ではなかなかその資金を供給しにくい資金、これを貸しをする、それは結局のところ固定金利で長期の資金をお貸しをする、これが一つの役割であろうかと思うわけです。

ただ、今日のように非常に超低金利ともいって、金利水準になっておるというところの中、やはり過去に借りた高い金利というもので非常に困りになつておられる中小企業の方が多いというところもありまして、私ども非常にこれは、御指摘のようによく資本が財投資金であるというようなことがあります、非常に難しい問題があつたわけでございませんが、現に非常に困つておられる中小企業者がおられるという現実と、そうした政府系金融機関の役割あるいは財投資本の問題と、理屈といいますか、そういう問題との調和点、妥協点といふところもあつておられる方々につきましては、一定の減免措置を講ずる、こういった措置をフルに活用しておられた次第でございまして、今後下の厳しい経済環境というものを乗り切つていただきたいというふうに考えておる次第でござります。

○栗原(博)委員 栗原委員の質問と重複する点はあるかと思いますが、私ども野党の立場で、大臣並びに担当者の方々に御質問をしていただきたいと思います。

まず最初に、ここ数日話題になつております CIAによります日米自動車交渉の盗聴問題ですが、私も新進党いたしましては、やはり同盟国として、お互いコアリションの関係として、いかなければならぬ、そのためにも、この問題についてはある意味での徹底した調査というものが、それをぜひともしていただきたい、かように思つておられます。

大臣、きょうのお昼のニュースから不愉快不快という言葉をずっと言われておりますが、それ以外に何か大臣としてのお答えを賜ればと思っております。

○橋本国務大臣 ただ、不愉快というものは本当に聞いた瞬間からの実感であります。ですから、その言葉を使うことはお許しをいただきたいと思うのであります。

同時に、今調査と言われましたが、我々これを真偽を確定する手段を持ちません。また、残念ながら、国会で何回か論議がありながら機密保護法あるいはスパイ防止法といった法律を持つていないう我が國として、行政のできる範囲には限界があるかと思ひます。

ただ、昨日外務大臣にお願いをいたしました、外務省から正式にアメリカ側に対して、これに対し、もしこれが事実であれば非常に問題であると方々につきましては一定の減免措置を講ずる、こうしたことにつきましては、今後どういうことになつたか、その対応といふのを言つていただきたいのと同時に、随分前から台湾の李登輝統統が、この APECに参加したい、大阪に来たい、京大の出身者でもあるので、それに絡めて私も行きたいといふふうに言われております。また、きのう、きょうの新聞では、中国の江澤主席が、いや李登輝さんと会つても、台湾へ行つてもいいよといふお話を出でるようございます。それでしたら、いつのことと同時に、その真実を確認する努力を開始していただいております。こちらに私が参りましたまでの間にはこれについての報告はまだ入つておりませんが、いずれアメリカ側からどういう返答が来るのか、その返答を待つて対応してまいりたい、そのように考えております。

○吉田(治)委員 資料を調べてみると、随分前からそういうふうな話題が、日本と国内紙にも随分出ておりましたが、やはりアメリカ、ニューヨーク・タイムズというものが大きく取り上げますと日本でもわざと騒ぐという、ある意味での情報ギャップというのですか、どちらの方の違ひというのを非常に感じた次第です、また、今はおまえ監視のためのものと、日米安保条約のもと、日米関係というものは本当にどういった意味で、お互いコアリションの関係として、いかなければならないかなどについての、それをぜひともしていただきたい、かように思つておられます。

大臣の方から外務省のルートを通じて、どうお話をされども、普通一般的の常識として、人の話を盗み聞きしていく、盗み聞きされた方がおまえ監視のためのものと、日本が今回、このAPECの議長国として、御承認のうふうな中で、やはり日米関係というものを大事にかじ取りが難しい難しいと随分マスコミ等でも書かれております。発展途上国側に立つのか先進国側に立つか、包括的な自由貿易を求めていくということありますので、どちらの立場に立つということは答えづらいかもしませんけれども、どういうふうに議長国として臨むのか、その対応といふのを言つていただきたいのと同時に、随分前から台湾の李登輝統統が、この APECに参加したい、大阪に来たい、京大の出身者でもあるので、それに絡めて私も行きたいといふふうに言われております。また、きのう、きょうの新聞では、中国の江澤主席が、いや李登輝さんと会つても、台湾へ行つてもいいよといふお話を出でるようございます。それでしたら、いつのことと同時に、その真実を確認する努力を始めたばかりであります。その包括性の原則というものを認めるととも、その辺を含めての大臣の所見を述べていたときの所見を述べています。その辺をお会いするような段取りを日本が努力すべきではないかなという考え方もあるわけですが、それに対する反対はないわけではありませんが、その上でそれぞれの国がセンシティブな問題を抱えている。あえてセンシティブな問題という言い方をさせたいたいと思います。

先日、高級事務レベル会合が東京で終わったばかりであります。なお数点の問題を残しております。その包括性の原則というものを認めるとともに、その対応はいいわけではありませんが、その上でそれぞれの国がセンシティブな問題を抱えている。あえてセンシティブな問題という言い方をさせたいたいと思います。それをどのように感じております。

○吉田(治)委員 このAPEC議長国として、や

りまして、表面は黄色いけれども中は真っ白だ、白人の言うことを聞いてきてどうふうなことになつたり、先進国側からすると、どっち向いていらっしゃるんだということになる。大変難しかじ取りでございます。今の大臣の答弁を中心に、よくしていただきたいと思います。

運といいたしまして、APECの警備状況について担当の方に教えていただきたいと思います。たまたま私どもの選挙区が、大阪城、このAPECの会場の横でございまして、私が多分国際会議員の中です一番会場に近いところに住んでいます。最も重点警備地域に住んでおりまして、ショットチャウムや、警備の方が町を歩いていただいているのですで非常に安心、安全な町に今なつておるので、けけれども、その辺の警備の状況。そして、他府県からたくさん応援が来られる。私は、この警察の古くからの処遇というのですか、来られて本当に仕事もある変ですかけれども、それ以外の部分でも十二分な待遇がされているのかどうかということを非常に聞く心を持っております。

そして最後には、よく説明の中で極左並びに右
脳會議等の反対運動、ひょっとして過激暴力と
うふうなものが起こるのではないかといふ恐怖感
がござります。その辺について、まとめて警備方
当の方からお答えをちょうだいしたいと思いま
す。

○近石説明員 APEC大阪会議につきましては、昨今の厳しい治安情勢下におきまして、大

という東京以外で行われる初めての大規模警備であるとか、大阪府警察はもちろのこと、警察組織の総力を挙げて取り組まなければならないものというふうに考へております。具体的には、最大時、大阪府警察約一万三千人、全国道府県警察から応援部隊約一万二千人、合計約二万五千人の警察官の動員を考へております。

次に、応援部隊の受け入れにつきましては、大阪府警察がその受け入れに万全を期しております。宿舎につきましては、大阪市内等に所在する数ヵ所の施設を確保しており、応援派遣部隊約万二千人の人員を収容するに十分な施設を準備しております。

その次に、交通規制等に伴う広報についてであります。APEC期間中にあっては、行事の円滑な遂行のため阪神高速道路及び大阪市内北部の一般道路を中心大幅な交通規制を行うため、交通渋滞が心配されます。市民に与える影響を最小限に抑えるため、大阪市内における交通総量を削減することが必要であり、このためには国民の皆様の御理解と御協力が不可欠であります。また、関西国際空港等におきましても、交通規制や検査等を行う必要から、利用者の方々に御協力をお願ひしなければなりません。

そこで、これらの措置に対し、国民の皆様、特に大阪府民の方々の御理解と御協力を得るために、既にポスターやチラシの配布、テレビ、ラジオの放送により広報を行っておりますが、今後さらに各種の媒体を通じ、積極的な広報活動に努めることにしております。

最後に、極左暴力集団についてであります。極左暴力集団は、APECを日本、アメリカ両帝国主義によるアジア侵略の場であり、アジアを敵対争にたたき込んでいく反動会議ととらえ、APEC粉碎を主張しております。歴史的決戦に突入せんと檄を飛ばしていることもあります。警察といたしましては、その防護、検挙のため、警備諸対策を十分講じてまいりたいといつ

○吉田(治)委員 通行許可の問題とかさまざまおありでしょうけれども、本当にこの夏、地元の警察署長さんはそれぞれ地域を、盆踊りその他一生懸命回られて、頼みます、頼みますとそつておられますので、ぜひとも警察庁の方からも十二分の応援をしていただくと同時に、かえってこういうことによつて警察に対する不信がないようにしていただきたいと存じ上げるところでございます。

それでは続きまして、新事業促進法以下の法案について質問に入らせていただきたいと思いま

す。

まず大臣にお尋ねしたいのは、これは立法府の立場からいたしまして、新事業促進法三法、なぜ東ね法案なのか。法律というのは、それぞれ立法趣旨また目的というものが違うのは自明のこととござります。それがこういう形で、東ね法といふ形でなぜ出す必要があるのか、そしてなぜ私たちにはその審議に対しても協力をしていくのか、その辺の大蔵のお考えをちょうだいしたいと思ひます。

○橋本国务大臣 審議に御協力をいただきますのは、私は、国民のため、そういう立場からの御協力をお願い申し上げるという以外にありません。

今この新法、三法を東ねた理由といふお尋ねなれば、ありますけれども、今だんだん我が国が企業あるいは産業活動にとって魅力を失いつつある状況の中で、これ以上製造業が我が國から逃げ出さないようにするにはどうすればいいのか、こういうところから私どもは問題意識を持ってまいりました。

そしてそのためには、国内の高コスト構造を見直していくとともに、新たな事業分野の発展のための基盤の整備を行つて、経済フロンティアを拡大することによって経済構造改革を進め、国内において新たな事業活動が行われることを促進していく必要があると考えております。

具体的には、新たな事業活動を促進し、我が国の経済の活力の維持発展を図るために、民間事務

者の能力の活用による新たな事業活動の基礎となる施設を整備すること、人材面、資金面での支援による新事業実施の円滑化、さらに輸入の促進に寄与する事業の支援などを一体的に進めていく必要があると思います。九月二十日に策定いたしました経済対策にもこれらの点を感じ込みまして、その具体化のために、現在参議院で御審議をいただいております第二次補正予算案による措置とあわせて、関連する法律であります民活法、新規事業法、F A Z 法の改正をする必要があるという判断をいたしました。

こうした認識の中、内閣法制局と調整をいたしました結果、施策の内容の一體性に加えて、従来から一括法の判断基準となつております対象となる法律の形式的な一體性、それから付託委員会の同一性というものにも留意しながら、今回の三法の改正は一括法として行なうことが適切という判断が下されたものでございます。どうぞよろしくお願ひを申し上げたいと存じます。

○吉田(治)委員 本当になぜ束ね法なのかということのはずっと問題意識で持つておるのでされども、隨時、民活法から以下質問をさせていただきたいと思います。

民活法、六十一年に制定されてから六回たしか改正をされておりまして、そのたびに特定施設の追加という形が随分されております。いっそのこと、私ども考えるには、法改正、法改正よりも、ある意味で政令化という形で、その場その場の臨機応変な形での追加措置というものが必要ではないかなというふうに考える次第でございます。

また、これにあわせまして、それぞれの認定プロジェクトの事業化の要件の緩和というのですか、これは必要ではないかな。今申し上げましたように、何か新しい、民活法を使うというのはやはりビジネスチャンスがそこにある。ビジネスチャンスがそこにあるということは、それを早く事業化していきたいというふうな形になりますと、平均して事業化まで五年も六年もかかるというのではなくて、そこに何か要件なりなんなり、厳しさ

またやりづらさというものがあるのではないか。そのため、それをクリアするための一つとして、やはり新しいこういうビジネスが出てきたと、いう特定施設の追加をある意味で政策化するといふことも必要ではないかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○牧野政府委員 御説ごもつともなところもござりますが、従来、民活法を新しい施設を加えるたびに改正をしてまいりましたけれども、一言で申しまして、これはニーズに応じて、ニーズがあつたものについてどんどんつけ加えていくというこ

とでございます。それから、今委員がおっしゃいましたが、これは新規事業法で新しくベンチャーがどんどん出てくるというのと違いまして、やはり一つの社会資本的なものでございますから、やはりきちんとそれをについて要件を定め、必要なものがあればいろいろな助成をしておりますので、これを法律でやつていくのが正しいというようなことでやつてきたわけでございまして、今まで、追加についてフレキシビリティを非常に欠いてきて法律でなければこれを加えられなかつた、そこで不都合があるというようなことは、非常に大規模な一種の社会資本でございますので、そういったことはそれほどなかつたのではないかというふうに考えております。

ただ、今御説のように、新たな状況に応じまして機動的にこういったものをつけ加えていく必要があるわけございまして、今般も生活基盤の新社会資本が必要だということから、リサイクルの関連施設でございますとか大規模スタジアムを加えることになつたわけでございまして、これについては私どもいろいろ調査をしましたところ、十分にいろいろなニーズがありますので、これにこたえて、これをつけて加えていくということでございます。

ただし、今お話をございましたように、非常に細かいところまで要件がちょっと変わればすぐ法律を改正しなければいかぬのかということになります。

例えればリサイクル関連施設といいましてもいろいろのありますから、法律で要件をある程度定めるにしても、若干違ったものが出でてきた場合には、これは法令に落として、機動的にこういったものをどんどん拾い上げるようにできるというような措置をいたしたいというふうに考えております。

○吉田(治)委員 局長さん言われるのはよく理解できるのですけれども、しかし社会資本のニーズという部分があるということであるならば、百二十九の現在の認定プロジェクトですか、これに関して運営面ですとか性格の類似性、また場所的に統合している。何か民活ができるとき、今からは

ぼ十年前でございますけれども、メッセ、コンベンションショットという形で、あちこちでコンベンションホールがコンベンションホールがとした結果、どうだけ稼働率があるのか、まだどれだけの利益が上がっているのか。ある意味で、私はいい意味で

競合している。何か民活ができるとき、今からは

それから今まで第三セクターを中心によつてきてたわけでございますけれども、もちろんうまくいくといつていいものもないわけじゃありませんが、所期に目的といたしました利益をある程度上げるとか効率的にやつているといふようなことは、全体を調べてみますとうまくいっているということが言えると思います。

それから税制につきましては、これは御案内の

よう、今般、税制につきましては年末の税制改

正におきまして一括して行うことになつておりますので、その中で私どもとしてはぜひとも頑張つ

てまいりたいというふうに考えております。

○吉田(治)委員 いろいろ問題を含みつつのこと

ですけれども、その中の一つに、やはり通産、運

輸、郵政、建設と、それぞれ四つが主務大臣に

なつてゐるといふことも、どうもこれ、例えば認

定一つにしても、こういう言い方はどうかわかり

ませんけれども、箱物行政というのですか、いつ

とき言われましたように陳情して物を、箱を建て

てもらう、それがいろいろ競合する、そういうふ

まな形になりはしないか、しているのではな

いかなという氣もしております。主務大臣、現

在四大臣あるのですけれども、これを一本化しよ

うという話は今なされてゐるのか、それともこれ

からなされていく方向にあるのかどうか。

やはりそれは先ほど申し上げましたように、事

業化をしていく場合に、いろいろ大臣がかかる

てきますとそれ達つてしまりますので、民活

法自身の運用にも影響があるのでないかなと考

えるのですけれども、その辺はいかがでしょ

うか。

○牧野政府委員 余り反論はないのですけれども、いずれにいたしましても、できるだけ新社会

省に分担割りされることによってせつかくの法律

も、これが需要に応じて的確に動いていくといふことでなければなりませんので、認定等につきましては主務大臣が複数、いわゆる共管といふものでございます。

複数の主務大臣があることによって手続がおく

りますが、これにつきましては、例えは今般つけ加

かというふうに思つております。

それから今まで第三セクターを中心によつてきてたわけでございますけれども、もちろんうまくいくといつていいものもないわけじゃありませんが、

所期に目的といたしました利益をある程度上げる

とか効率的にやつているといふようなことは、全

ての競争といふものは必要だと思うのですけれども、

ただ競争率があるのか、まだどれだけの利益が

ただけ稼働率があるのか、まだとも頑張つ

てまいりたいというふうに考えております。

○吉田(治)委員 いろいろ問題を含みつつのこと

ですけれども、その中の一つに、やはり通産、運

輸、郵政、建設と、それぞれ四つが主務大臣に

なつてゐるといふことも、どうもこれ、例えば認

定一つにしても、こういう言い方はどうかわかり

ませんけれども、箱物行政というのですか、いつ

とき言われましたように陳情して物を、箱を建て

てもらう、それがいろいろ競合する、そういうふ

まな形になりはしないか、しているのではな

いかなという氣もしております。主務大臣、現

在四大臣あるのですけれども、これを一本化しよ

うという話は今なされてゐるのか、それともこれ

からなされていく方向にあるのかどうか。

やはりそれは先ほど申し上げましたように、事

業化をしていく場合に、いろいろ大臣がかかる

てきますとそれ達つてしまりますので、民活

法自身の運用にも影響があるのでないかなと考

えるのですけれども、その辺はいかがでしょ

うか。

○牧野政府委員 御指摘のとおり、現在民活法で

十五の特定施設を設定しておりますが、六施設につきましては主務大臣が複数、いわゆる共管といふものでございます。

複数の主務大臣があることによって手続がおく

りますが、これにつきましては、例えは今般つけ加

かというふうに思つております。

それから今まで第三セクターを中心によつてきてたわけでございますけれども、もちろんうまくいくといふことでなければなりませんので、認定等につきましては主務大臣が複数、いわゆる共管といふものでございます。

複数の主務大臣があることによって手続がおく

りますが、これにつきましては、例えは今般つけ加

かというふうに思つております。

それから今まで第三セクターを中心によつてきてたわけでございますけれども、もちろんうまくいくといふこと

でなければなりませんので、認定等につきましては主務大臣が複数、いわゆる共管といふものでございます。

複数の主務大臣があることによって手続がおく

りますが、これにつきましては、例えは今般つけ加

かというふうに思つております。

それから今まで第三セクターを中心によつてきてたわけでございますけれども、もちろんうまくいくといふこと

でなければなりませんので、認定等につきましては主務大臣が複数、いわゆる共管といふものでございます。

複数の主務大臣があることによって手続がおく

りますが、これにつきましては、例えは今般つけ加

かというふうに思つております。

それから今まで第三セクターを中心によつてきてたわけでございますけれども、もちろんうまくいくといふこと

でなければなりませんので、認定等につきましては主務大臣が複数、いわゆる共管といふものでございます。

複数の主務大臣があることによって手續がおく

りますが、これにつきましては、例えは今般つけ加

かというふうに思つております。

それから今まで第三セクターを中心によつてきてたわけでございますけれども、もちろんうまくいくといふこと

でなければなりませんので、認定等につきましては主務大臣が複数、いわゆる共管といふものでございます。

複数の主務大臣があることによって手續がおく

りますが、これにつきましては、例えは今般つけ加

かというふうに思つております。

それから今まで第三セクターを中心によつてきてたわけでございますけれども、もちろんうまくいくといふこと

でなければなりませんので、認定等につきましては主務大臣が複数、いわゆる共管といふものでございます。

複数の主務大臣があることによって手續がおく

りますが、これにつきましては、例えは今般つけ加

かというふうに思つております。

の趣旨が生かされることがないというようなこと

のないように、その点につきましては十分に配慮

してまいりたいというふうに考えております。

○吉田(治)委員 あと、産業基盤の整備基金につ

いて、NTTの低利融資というものが利子補給制

度の創設とともにされるということですけれども、どうもいただいてる資料を見ております

と、全体に占める割合というのが低いのではない

か、うたい文句は大きいのですけれども、非常に

限定的ではないかなという感じをとらえるわけで

す。

またもう一つは、今度阪神大震災がございまし

たので、この被災地に民活法の特段の配慮とい

うものが何かなされるのかどうか。

この二点、まとめてお答えいただきたいと思ひ

ます。

○牧野政府委員 現在、非常に金利が下がってい

るという状況の中で、NTTの、無利子は別です

が、NTTの融資でありますとか、今般民間事業

者に対しても利子補給の制度を設けましたけれども、これが本当に有効であるのかという議論は、

これもあり得ると思ひます。

ただ、この法律は、先ほど大臣が説明申し上げ

ましたように十年間これから続くわけでございま

すし、安定した低金利なり、あるいは出資等でもい

る、債務保証いろいろございますが、現時点

において見れば多少寂しいなという気持ちもこれ

はわからぬではありませんけれども、社会資本の

長期的な性格を考えました場合に、これは私ども

は非常に有効であるというふうに思つております。

さらに、震災地域についての御指摘でございま

すが、これは法律事項ではございませんけれど

も、特に政府の強い御指示によりまして、私ども

としましては今般の補正予算におきまして、施設

に対する補助金、一般的にはこれは5%でございま

すけれども、これを震災地域につきましては二

〇元にかさ上げするという措置を講じ、震災に対

しまして政府としては非常に、十分な配意をして

いるつもりでございます。

○吉田(治)委員 特に震災地域での配慮というの

は、これからももっとしていただきたいと思うと

ころです。

ただ、ちょっと事前に質問項目で出していな

かったのですけれども、この問題、民活法にしま

してもFAZ法にしましても、いろいろ見ており

ますと、今から十年前の法案でございました。

三セクターですとか三セクとよく言われました。

民活だとよく言われました。行政の足らない部分

を民間と一緒にやっていくんだということです。随

分私たちも聞かされておりました。

十年たましまして今聞く話は、三セクはちょっと

どうかな。こういう言い方はいいかどうかわかり

ませんが、やはり役所の方が必ず一枚かんでくる

というか、人の部分で入ってくる、どこかのボス

トを占めてくる。そうすると、民間の発想といっ

たらどうでしよう、そちらの方向でずっと行こう

と思ってもブレーキになる。そういうふうな部分

があるということを聞いてまいります。私どもの

地元の方でもそういう一つの会社がつくられたの

ですけれども、正直に言いまして、役所の方が

入つてこられて、どうもそれが足かせになつて

思つたように動かないという内部の意見等がござ

います。

私の質問、事前につりませんので特段お答えを

入つてこられて、どうもそれが足かせになつて

思つたように動かないという内部の意見等がござ

います。

三セクターをつくり、事業運営をしていかれる、そこにふさわしい人材を送るだけのきちんとした配慮を行政側にも求めたい。また逆に、第三セク

ターを形成する民間の方々も、もしもその人事が原因でうまく機能しない場合に、それをきちんと

行政側に伝達されるぐらいの勇気も持つていただきたいものではなかろうか。たまたま私はそ

ういう具体的なケースに遭遇したことがありますの

で、実感としてそのような感じを持ちます。

○吉田(治)委員 突然の質問、どうもお答えあり

がとうございました。

あと、次は新規事業法の方ですけれども、やはり一番大きな問題になるのは、ストックオプション制度を取り入れた場合に、現行の課税制度では行使価額と時価の間に、これまた課税対象になつてまいりますし、それらのすべてを含めていきますと、実質的には余りプラスにならない

のじやないか。本来、これだけもうかると言つた

らいいのですが、頑張つたからこれだけの見返り

があつてというのが全部税金で持つていかれるの

行使価額と時価の間に、これまた課税対象になつてまいりますし、それらのすべてを含めていきます

と、実質的には余りプラスにならない

のじやないか。

よくこのストックオプション制度はアメリカ等

でも差違しておりますし、皆様方御承知のとお

り一番大きな問題になるのは、ストックオプショ

ン制度を取り入れた場合に、現行の課税制度では

行使価額と時価の間に、これまた課税対象になつてまいりますし、それらのすべてを含めていきます

と、実質的には余りプラスにならない

のじやないか。

あと、次は新規事業法の方ですけれども、やはり

一番大きな問題になるのは、ストックオプショ

ン制度を取り入れた場合に、現行の課税制度では

行使価額と時価の間に、これまた課税対象になつてまいりますし、それらのすべてを含めていきます

と、実質的には余りプラスにならない

のじやないか。

よくこのストックオプション制度はアメリカ等

でも差違しておりますし、皆様方御承知のとお

り一一番大きな問題になるのは、ストックオプショ

ン制度を取り入れた場合に、現行の課税制度では

行使価額と時価の間に、これまた課税対象になつてまいりますし、それらのすべてを含めていきます

と、実質的には余りプラスにならない

のじやないか。

○吉田(治)委員 それで続きまして、新規事業

法で現行下認定企業が二十五件、これは多いと考

えられるのですが、頑張つたからこれだけの見返り

があつてというのが全部税金で持つていかれるの

行使価額と時価の間に、これまた課税対象になつてまいりますし、それらのすべてを含めていきます

と、実質的には余りプラスにならない

のじやないか。

○吉田(治)委員 それで続きまして、新規事業

法で現行下認定企業が二十五件、これは多いと考

えられるのですが、頑張つたからこれだけの見返り

があつてというのが全部税金で持つていかれるの

行使価額と時価の間に、これまた課税対象になつてまいりますし、それらのすべてを含めていきます

と、実質的には余りプラスにならない

のじやないか。

これは権利の行使時とそれから売却時に、権利の行使時には所得税がかかってくる、それから売却時

には譲渡課税がかかってくるということでござい

ます。が、特に権利の行使時におきまして所得税が

かけられるということになりますと、これは率直

に申しまして、せつかくこの制度をつくつても大

半の効果が減殺されるということを恐れておりま

す。

そういうふうに考えております。

○甘利委員長 大蔵省は来ておられませんか。

○大蔵省質問要求は出しましたか。

○吉田(治)委員 はい、じゃ、後でいいです。結

構です。後ほどにします。

○甘利委員長 はい、質問を続けてください。吉

田君。

○吉田(治)委員 それで続きまして、新規事業

法で現行下認定企業が二十五件、これは多いと考

えられるのですが、頑張つたからこれだけの見返り

があつてというのが全部税金で持つていかれるの

行使価額と時価の間に、これまた課税対象になつてまいりますし、それらのすべてを含めていきます

と、実質的には余りプラスにかない

のじやないか。

広がりというものに対しても通産としては対応していくのか、また、関係省庁と現状どう連絡し、これからどう対応していくのかということをお答えいただきたいと思います。

○牧野政府委員 今委員もおっしゃっていましたが、多いか少ないか、これはどういう観点から見るかによって意見が分かれてくるかと思いますが、御指摘のとおり、二十五社でございます。

ただ、二十五社が少ないとすれば、これがなぜ今まで少なかつたかということをございますけれども、これは確かに認定をかなり厳格にやつていたということ、手続に時間がかかるなども、これが必ずしも熟していないかったのではないかということも言えるかと存じます。例えば、金融資本市場が未整備であったというようなこともあります。

さしかしながら、本年七月の店頭特別市場の創設等、資本市場の整備も着々と進められておりますし、先ほど大臣がお答えをしていましたように、現在、経済構造改革が非常に大事である、これが非常に高まってきた。他方、そういうふうなことで、民間の新規事業に取り組む機運も非常に出てきています。

そういうようなことの中で、現在、六十数社が新たに認定を求めたいということで、ウエイティングリストといいますが、そういうことがありますし、それから、先ほど冒頭に申し上げましたように、これは法律からすると完全なだらめと言えるのではありません。なぜかと言いますと、蔵置、加工、展示の三施設が一団の土地になければならぬ、これは日数等につきましては手続を大幅に縮めるよう今努力をしております。それから、この認定をします上に、例えば再保証人が必要であるというような要件を過去つけておりましたけれども、これも随時外しておりますし、今後これを一層緩和いたしたい、こういうことでございますので、今般のストックオプション等の法律の改正も相まって、今後この法律が非常に使われていくと

いうふうに私どもは確信をいたしております。それから二番目のお尋ねでございますが、なぜが、多いか少ないか、これはどういう観点から見るかによって意見が分かれてくるかと思いますが、御指摘のとおり、二十五社でございます。

ただ、二十五社が少ないとすれば、これがなぜ今まで少なかつたかということをございますけれども、これは確かに認定をかなり厳格にやつていたこと、手続に時間がかかるなども、これが必ずしも熟していないかったのではないかというふうに思つております。

さりながら、これから外れるものもちろん考えられるわけでございます。それぞれ各省においでもいろいろ考えておられると思りますけれども、今般、ストックオプション等の新しい有効な手法でもつくったことでござりますし、私どもは他省庁を排除するつもりは全くございません。もちろん他省庁がそれを希望すればありますけれども、法律に違反しない限度におきまして、他省庁の要望につきましてはこの認定でどんどん抬げまいりたいというふうに考えております。

○吉田(治)委員 それでは続きまして、FAZ法の方に入っていきたいのです。

総合保税地域制度という形で、現行、平成四年にかけて以降は、大阪の南港、ATCのみが認定された。認定要件の厳しさというのがずっとと言われておりますし、私どもの手元に資料がございまして、これは通産省が出しております「FAZ施設のイメージ図」というものなのですけれども、これは法律からすると完全なだらめと言えるのではないか。なぜかと言いますと、蔵置、加工、展示の三施設が一団の土地になければならぬ、これは日数等につきましては手続を大幅に縮めるよう今努力をしております。それから、この認定をします上に、例えば再保証人が必要であるというような要件を過去つけておりましたけれども、これも随時外しておりますし、今後これを一層緩和いたしたい、こういうことでございますので、今般のストックオプション等の法律の改正も相まって、今後この法律が非常に使われていくと

いうふうに私どもは確信をいたしております。

それから二番目の御質問でございますが、なぜ通産省所管分野という御質問でございますが、この商工業、これはサービス業も含んでござるかによつて意見が分かれてくるかと思いますが、御指摘のとおり、二十五社でございます。

ただ、二十五社が少ないとすれば、これがなぜ今まで少なかつたかということをございますけれども、これは確かに認定をかなり厳格にやつていたこと、手續に時間がかかるなども、これが必ずしも熟していないかったのではないかというふうに思つております。

さりながら、これから外れるものもちろん考

えられるわけでございます。それぞれ各省においでもいろいろ考えておられると思しますけれども、今般、ストックオプション等の新しい有効な手法でもつくったことでござりますし、私どもは他省庁を排除するつもりは全くございません。も

ちろん他省庁がそれを希望すればありますけれども、法律に違反しない限度におきまして、他省庁の要望につきましてはこの認定でどんどん抬げまいりたいというふうに考えております。

○吉田(治)委員 それでは続きまして、FAZ法の方に入つておきます。

総合保税地域制度という形で、現行、平成四年にかけて以降は、大阪の南港、ATCのみが認定され

たうもの、その辺についてお答えをいただきたいと

思います。

○広瀬政府委員 ただいま御審議をお願いしておられますFAZ法でございますが、これは特定の地域に貿易関連施設あるいは貿易関連事業の集積を図つて輸入の促進をお願いしようという制度でございまして、各種の支援措置を講じておるわけでございます。これを関税制度の方からいろいろ御支援いただくという意味で、このFAZ法の制定と時を同じくいたしまして関税法を改正していただき、総合保税地域制度というのを設けたわけ

でございます。

ところが、FAZ法の方では既に十八地域を指定しておりますけれども、今委員御指摘のありましたように、総合保税地域の方は一地域の指定でござります。私ども、せつからこういう制度をお願いしたにもかかわらず一地域だけということでおございまして、ひょっとしたら要らざるものをおこざいました。私がいつつしてつづつたのではなく、この制度で理解されましたが、通関時間がアメリカの三倍もかかることがあります。私ども、せつからこういう制度を希望すればありますけれども、FAZ地域に指定されまし

た十八地域を対象に実態調査をさせていたきました。大蔵省にお願いをしてつづつたのではなく、この制度で心配になりまして、本年の七月でございましたけれども、FAZ地域に指定されまし

た十八地域を対象に実態調査をさせていたしました。大蔵省にお願いをしてつづつたのではなく、この制度で心配になりましたけれども、FAZ地域に指定されまし

た十八地域を対象に実態調査をさせていたました。大蔵省にお願いをしてつづつたのではなく、この制度で心配になりましたけれども、FAZ地域に指定されまし

た十八地域を対象に実態調査をさせていたました。大蔵省にお願いをしてつづつたのではなく、この制度で心配になりましたけれども、FAZ地域に指定されまし

た十八地域を対象に実態調査をさせていたました。大蔵省にお願いをしてつづつたのではなく、この制度で心配になりましたけれども、FAZ地域に指定されまし

十八の輸入促進地域につきまして、それぞれ計画に基づいて施設の整備が進められておると承知しておりますので、これから、施設が整備されたらば総合保税地域の申請が出てくるというふうに考えております。

う認識でございますので、今後とも適正な通関と
いうことを確保しながら、輸入通関手続の簡素化
あるいは迅速化に努力してまいる所存でございま
す。

にはセミナー等やつておるわけでございます。
今回の私ども提案をさせていただいておりま
事業におきまして、ここでも、御案内のとおり
維産業の企業は九九・九%中小企業でございま
三月二日付に企画

う声も聞きます。

大蔵省といたしましては、総合保税地域の許可につきましては、既に平成五年九月の緊急経済対策におきまして弾力的に取り扱うという方針を打ち出しておりますので、個々の総合保税地域の中請につきましては、事案に即しまして弾力的に検討してまいりたい所存でございます。

それで、先ほど局長からも御答弁がありましたけれども、私ども大蔵省としましては、輸入促進地域につきましては、構想の段階から関係省庁あるいは地元の地方公共団体などとよく連絡をとらせていただきて御相談させていただいて、できるだけ地元の御意見をお伺いした形で、総合保税地域になりやすいような形でいろいろと御相談させさせていただいているところでございます。

あと、織維産業の方の織産法の方に入らせていただきたいと思いますが、大臣に、織産法の取り組みについて、もう八〇年から九年で十万人減られて、これが九一年から九三年で本当に同じよう、たった数年で、二年で同じように十万減られたことについての御所見を賜りたかったですけれども、時間の都合上、先ほどの栗原委員への大臣の答弁聞かせていただきまして、よく理解させていただきますので、具体的な項目について質問させていただきたいと思います。

このクライックレスポンスの方法で、やはりいろなところからお話を聞きますのは、不況助成制度、さまざま出ているけれども、やはり産地で手を挙げたところのみがなっていく、そしてまた、

ござります。すべての方が御参加いただけるように、ハード、ソフトの開発に当たりまして、証実験でいろいろな意見を聞きながら、難しい術を意識しなくとも仕事に使えるよう、うようなことに配慮していきたいと思つております。具体的には、各地で繊維の総合的な振興として、いろいろな事業をやっております繊維のソースセンターでありますとか地場産センターでありますとか産地組合、こういうところで研修を行う。今回は繊維の加工生産の部門だけではなじみ、小売、織維産業に属する方すべての方に製販一体という重要な事業の具体的なトレーニングを、いろいろな機会をつくっていきたい、こういうふうに思つております。

織維製品に関しては輸出国になつたということ、そしてその輸出先の上位に日本が入つてきていい。もうそのときの織維交渉は、あれは本当の昔々の話になつてしまつて、アメリカが輸出大国、織維の輸出国になれたというのも、この海外への規制というものがあつたのではないか。何度も申し上げておりますように、業者、そして組合、そしてそこに働く仲間の皆さん方、もうこれ以上やめてほしい、五五%、何%、人も減つて、これ以上何とかできないという悲鳴というのは皆様方もよく聞かれてはいるはずなんですね。最後のよりどころがこのセーフガードではないかと思ふのですけれども、初めの二点についてお答えをちょうだいしたいと思います。

それから、輸入通関手続でござりますけれども、確かに、近年輸入の申告件数あるいは貨物の量、非常にふえております。それで、そういう中で、輸入通関手続の迅速化の要請は高まっております。そういう状況の中で、大蔵省といたしましては、従来からも電算化の推進などによりまして、通関手続の簡素化、迅速化に努めております。実際、通関手続に要する時間は着実に短縮されております。それからまた、本年三月の規制緩和を推進計画におきまして、内外からの要望も踏みこえまして、貨物が到着したらば即時に輸入許可ができるというような制度も導入することにいたしましたし、その他含めまして三十一項目にわたる措置を講ずることとしているところでござります。

知っている人と知らない人の差がいろいろ出てるのじゃないかというふうな指摘がまず一点ござります。

また、二点目におきましては、こういうハードの部分といらるのはいろいろつくっていただいているけれども、もともと下請が中心の繊維において、ひとり立ちするための人材というのですか、マーケット力ですか販売力をつけたような人材という的是なかなか確保しづらい、また育成もしづらい。ハードはある程度済んだので、ソフトといいうのですか、そういうふうなものはどうにかしてもらいたいという強い声が出ておるのでければども、その辺についてどういうふうにお考えでしようか。

○吉田(海委員) 本当に何とかひととこもでうちは、
ような人材という形をお願いしたいと同時に、
はりこれにかかわりまして、織維のセーフガード
措置について二、三お答えをお聞きしたいと申
ます。

WTOのルールで、発動要請という形で、半
以内に調査することということですから、そろ
る半年、六ヶ月たちましたので、その結論、
向、一方で等々をお聞かせいたければ。特に
織の中国からの輸入というのは落ちております
れども、どうもセーフガードを発動させないとい
にそうしているのではないかなど、感じも受
ております。また二次製品、ニット、毛布等が
国より本当に無秩序に入ってきておりますので、
この辺の日中間でのルール化ですかと秩序、輸

では、御指摘の二品目につきまして、関連事業者等
団体の要請を受けまして、四月二十一日に調査開始
始を決定いたしまして、以後、調査を鋭意進め
いるところであります。調査項目としては、輸入
の増加の事実及びこれによる我が国の産業の重々
な損害の事実、それから原産地に関する事項あるこ
とは国民経済上の必要性等について検討、調査を
進めているところでございます。

既に調査につきましては、国内外の利害関係者等
から証拠の提出等を受けまして、当初から質問が
も発出しまして、この回答もいただいているとこ
ろでございます。そういう状況でございまして、
先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、調査
については可及的速やかに結論を出すよう努力を
しているところでございます。

他方で、最近、市民を巻き込んだけん銃の犯罪問題とかが多発しております。それからまた麻薬の問題もございますので、やはりいわゆる社会悪物品についての水際での取り締まりということにつきましては、国民の要請は非常に高まっているとい

つきましては、産業に従事する方が情報化について深い理解を持つていただく、これは情報化のリテラシー、こう言つておるわけでございますが、織維構造改善事業協会でいろいろな事業ございまして、この事業を通じまして普及啓蒙活動、具体的

規制というのは何とかできなしかたなどしてござります。いろいろな方にお話を聞いております。どうも中国という名前が出ただけで通産省はひんでるのじやないか、弱腰でどうするんだ

いたいなどとおっしゃるまことに、
なお、調査の成り行きにつきましては、当然の
ことながら厳正なる検討を行うという建前に立
てやつておりますし、予断を持つてやることは禁
じたいと考えておりますので、御理解を願
い

第一類第九号

たいと思います。

○中野政府委員 中国との関係についてお尋ねがございました。

中国と私ども、定期的な協議をする場がございました。ことしの一月から中国の対外貿易合作部が輸出につきまして、秩序ある輸出を行うというような基本方針のもとで輸出管理体制をやっておるということです。

自來、三、四回にわたりまして私ども話し合いをしておりまして、実は本日からも中国の代表団が参つております。先方様の貿易管理の実態につきまして詳しく私ども承つております。日本の方につきましても十分先方にお伝えしながら話し合いをしているところでございます。

○吉田(治)委員 いろいろ各局長が申されたとおりなんですかけれども、ただやはり、理論じやない、理屈じやない、交渉過程じやない、現実だと

いうのが織維産業の直面している問題だということは、十分御理解していただいていると思います。あしたの生活をどうするのか、あしたの仕事があるのか、あした私たち仕事が終わるのじやないか、もうこれで私たちの生活は終わりか、織維から離れなければならぬのかという悲痛は、この国政の場でもまた通じているところではないかと思います。

そういう声を聞きながら、いや、やはり交渉が必要になります。福田内閣のとき超法規的措置という言葉がありましたけれども、今織維産業に対する必要

最後になりましたけれども、中小企業保険法の問題です。

必要と十分という言葉があると思いますが、果たしてこれで中小企業のことが十分か、必要ではあるけれども、十分ではない。特に大臣に、これ

は本当に言いづらいことかもしれません。ただし大臣が大蔵大臣を務めていらっしゃったときは

バブル時代の絶頂期、最高期、たしか株も三万八千円を超えたときに大臣を務められていました

ます。今、先ほどから借りかえの問題等々質問が出ておりますが、そのときの大蔵大臣として財政を指揮し、経済を運営してきた大臣として、今日は通産大臣としてこの中小企業の問題はどういうふうにお考えになり、また対応していくのか。

5%を超える部分には減免措置をする等々言われておりますけれども、その辺を含めてお答えをちょうだいしたいと思います。

〔委員長退席、中島(洋)委員長代理着席〕

○橋本国務大臣 どういうふうに申し上げればいいのか、大変難しい御質問をいただきましたけれども、現実に中小企業をめぐる経済環境というのが極めて厳しい状況であることは、十分承知を

しておりますけれども、その辺を含めてお答えを

ております。あしたの生活をどうするのか、あしたの仕事があるのか、あした私たち仕事が終わるのじやないか、もうこれで私たちの生活は終わりか、織維から離れなければならぬのかという悲痛は、この国政の場でもまた通じているところではないかと思います。

そういう声を聞きながら、いや、やはり交渉が必要になります。福田内閣のとき超法規的措置といふ言葉がありましたけれども、今織維産業に対する必要

状態が生まれてくれると、私は心からそれを念じております。

同時に、通産省としては、従来から信用保証協

会に対して中小企業の立場に立った保証を行なうように、そうした指導を行い続けてまいりました。

今回、無担保保険等の付保限度額の引き上げに当たりましては、信用保証協会が無担保保証などを積極的に引き受けけるよう、所要の予算も計上さ

せていただいているわけあります。

こうした措置によりまして、私は、信用保証協会による保証済りと言われるような状態が生ずることはない、そうした状態になることはないよう

に全力を尽くしていきたい、そのように考えておるところであります。

○吉田(治)委員 時間が少し残りましたので、最後にも一度大臣、本当はお聞きしたかったのですけれども、先ほどのセーフガードの部分を含め、また織維産業の現状を踏まえて、織産法に対する大臣の御所見を、重ねてではございますけれども、お聞かせいただきたいと思います。

○橋本国務大臣 かつて私自身が身を置いた業界のことであり、織維産業といふものは私にとりまして格別の思いのあるものであります。

現在、先ほど御論議が出ておりますように、我が国の織維産業といふものは、和装織物の時代も

をたどつてまいりました。また、輸入品が急増するという状況もあります。しかし同時に、私は、日本の織維産業といふものは、非常に優位性を持つ

世界一流的技術も持つてると信じております。

同時に、織機工業あるいはデザイナーといった部分につきましても、私は非常に優位性を持っている部分があると思うのです。

それがなぜ、こうした衰退の状況に追い込まれているのか。私は、どこかにこの織維産業の持つた部分につきましても、私は非常に優位性を持つておると思います。

○中島(洋)委員長代理 豊田潤多郎君。
新進党の豊田潤多郎でございます。

私は、略称で恐縮でございますが、新事業促進法、その中で民活法の一部改正と新規事業法の一

部改正、それから織産法、この三つを中心に質問をさせていただきたいと思います。

なお、時間がございましたら信用保証法の一部改正につきましてもお尋ねいたしたいと思います。

まず最初に、新事業促進法の関係でござりまする無担保の債務保証、新事業のための債務保証の拡大が図られて、厳しい経済環境の中で担保不足に陥っている中小企業、あるいは新事業開拓を行なう中小企業の資金需要の増大に適切に対応できる

のがマーケット主導型のむだのない生産と流通構造に変わってくれさえすれば、なお私は比較的競争力を持つ、優位性を持つ産業であると思っておりますし、未来への活力も持ち得る産業だと考

えております。

同時に、通産省としては、従来から信用保証協

会に對して中小企業の立場に立った保証を行なうように、そうした指導を行なうように、そうした指導を行なうように、所要の予算も計上さ

せていただいているわけあります。

今回、無担保保険等の付保限度額の引き上げに当たりましては、信用保証協会が無担保保証などを積極的に引き受けけるよう、所要の予算も計上さ

せていただいているわけあります。

こうした措置によりまして、私は、信用保証協会による保証済りと言われるような状態が生ずることはない、そうした状態になることはないよう

に全力を尽くしていきたい、そのように考えておるところであります。

○吉田(治)委員 役に立つていただく部分が、私がマーケット主導型のむだのない生産と流通構

造に変わってくれさえすれば、なお私は比較的競争力を持つ、優位性を持つ産業であると思っておりますし、未来への活力も持ち得る産業だと考

えております。

同時に、通産省としては、従来から信用保証協

会に對して中小企業の立場に立った保証を行なうように、そうした指導を行なうように、所要の予算も計上さ

は昭和六十一年五月に法施行ということで伺っておりますけれども、その昭和六十一年以降今日までのこの法律によります運用の実績、できましたら年次別、そしてできるだけ詳しく、具体的にお答えいたさうと思ひます。

○牧野政府委員 それでは、具体的にお答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、昭和六十一年に施行され
たわけでございますが、五回の法改正による施設
追加によりまして、現在、十五類型三十二施設が
特定施設として規定をされております。これまで
に百二十九のプロジェクトを認定いたしております
す。

御質問でござりますので逐年申し上げますか
昭和六十一年、六十二年、六十三年につきましては、それぞれ二件、十五件、十四件でござります。それから平成元年から七年、七年は十月一日現在でございますが、これにつきましては、逐年十五件、十六件、二十件、二十件、十七件、七件、七年は十月一日現在三件ということでござります。

なお、事項別に申し上げますが、研究開発施設が三十七件。報化関連施設でござりますが、これが三十七件。これは他省関係でございますが、港湾漁港関連施設が三十七件、物流関係が二十三件、商業基盤関連施設が八件、国際交流関連関係が八件、インテリジェントビル関連が十四件、旅客ターミナル関連施設が二件。これは所管をいたします五省庁全部門のプロジェクトでございます。

それから、金額でございますが、特定施設に対するおこなうべき投資が約一兆二千億円でございますが、なまづくに関連施設がござります。これに対する投資を含めますと、二兆数千億の内需拡大効果があつたというふうに承知をいたしております。
○豊田委員 大変御丁寧な御答弁、ありがとうございます。

通産省といたしまして、これまでの運用の実績につきましてどのように評価をなさっておられるのか。当然のことですが、所管の法律、所管の事務

業でござりますから、それなりの評価ということにならうかと思ひますが、改めてその評価についてお伺いいたしたいと思ひます。

ふうに思つております。
なお、詳細に申し上げますが、研究開発・企業化基盤につきましては現在十施設が開業いたしておりますが、これを活用して約三百三十の新規事業が起こっております。さらに、情報化基盤につきましては現在八施設が開業中でございますが、約九十の新規事業がそれぞれスタートアップをいたしております。さらに、高度商業基盤施設につきましては、これはいろいろ地元の商業界、産業界から、地元商業の発展に非常に貢献しているということでお評価が高いというふうに聞いております。

なお、この民活法の施設のねらいは、いわゆる三大都市圏ということもさりながら、地域の産業基盤の充実ということをねらいとしておりまして、が、これにつきましては、地方におけるプロジェクトが大体五二%から五三%になつておなりまして、いわゆる地方の産業基盤のレベルアップに非ずべからざつござつております。

常に役に立つと思っております。それから、それぞれの事業がどう運営されていくかということです。一、二所期の目的を達していないものもあるようですが、それでも、アンケートをいたしましたところ、おおむね所期の目的、まあバブル以後ということでペル崩壊後いろいろ困難な状況がございましたけれども、おおむね所期の目的を達成するかそれ以上に成果を上げているというアンケートの結果でございます。

たというふうに私ども思っております。
○豊田委員 確かにそれなりの役割を果たしてきました法律だと思いますし、今の評価は正しい面があるからかと思いますが、先ほど、件数で見ますと、平成元年、二年、三年とふえて、三年、四年が二

十件といふことでこの辺がピークなんですかその後、五年は十七件、六年は七件、平成七年は十月一日までですけれども三件ということになつてきているわけであります。まあ、件数から見ますと、五、六年前をピークに下がってきてるとい

うような傾向が見られるわけです。
今大臣にちょっとお尋ねいたしたいと思います
けれども、確かに施設整備ということはこれまで
それなりの効果もあったと思われますし、また今
後も大事なことであろうかとは思われますが、こ
れからの新しい事業活動を促進するという点にお
きましては、まず、その既存事業者を保護してい
るような規制を緩和あるいは撤廃していくこと、
いわゆる規制緩和、これが一番効果的であり、ま

○橋本國務大臣 私は、今の委員の御指摘を否定するつもりはありません。確かに、新しい事業活動を進めてまいりますために、事業活動の阻害要因となっておりますような規制緩和をする、撤廃するということが必要なことは間違いありませんし、通産省としても、規制緩和推進計画の着実な実施に努めると同時に、機会あるごとに、所管の業界からの規制緩和要望を関係する省庁に要請をいたしております。金融市場に対しましてもいろいろな努力をしてまいりました経過は、委員も御承知のとおりであります。

そして必ずしも事業の開拓要因と思われる、知らないようなものでありまして、例えば税法あるいはその他がもし変わり、伝票類の保存義務があるに仮に今とは違った情報化時代にふさわしい保存方法を認められるとなりますと、当初は設備に多少なりのコストはかかりましても、その後は非常に少かい費用で済むといったものも考えられるわけでありまして、いずれにしても規制の緩和、撤廃といふものを從来と違った発想の中で進めていく効果は大きい、これは私は委員の御指摘のとおりだら

しかし、それだけでそれでは新しい事業が促進されていくかといえば、私は必ずしもそればかりではないと思います。すなわち、先ほど来の御論議にもありましたけれども、人材面あるいは資金

面、技術面といった分野における支援を一層拡充していく。同時にそのような事業活動の発展の基盤となるインフラを整備していく。こうした総合的な支援策を講じていくということは、私は一層必要になってきていると今思っています。そして、そういうした観点から考えました場合、今回の法改正というものは非常に意味のあるものになると思っておりますし、そのような思いで法改正を提案させていただきました。

のようにより、今回の法改正の中に法律の期限を十年間、平成十八年五月二十九日まで延長するということです。私は、それなりの効果のある法律であれば当然のことながら延長をすべきであろうと思いますし、またそういう効果の薄れてきているものであれば、むしろほかにかわって、いわゆるサンセット方式で考えていくべきものではないか、このように思う次第であります。

大臣特にその辺をお聞きいたしましたのは、私は、基本はやはりこれから規制緩和という形での行政あるいは立法のあり方を真剣に考えていかなければならぬのじやないか。確かに施設整備というものは、これまでも景気刺激策としてはそれなりの、あるいは今までの経済を引っ張ってきたやり方としては新規事業の活動を促す意味において大変プラスだったとは思いますけれども、先ほ

ど申し上げましたようくに件数自体を見る限りでは、ここ数年、一時的なものかどうか、私はむしろこれは定性的にだんだんこういう形の経済政策というものは見直しを迫られているのではないかと、いうふうに思つております。

改めて御答弁いただければと思いますが、施設整備が新規事業活動にどのようにこれから寄与していくのか。仮に十年間法律を延ばすとなれば、十年間の見通しを踏まえた上でこのような延長を提案されているのはずだと思いますが、その辺につきまして、私はちょっと施設整備が新規事業活動にどのように寄与していくのか余り明確ではないように思われますが、その点について見解をどうなたからでも結構です、いただきたいと思います。

○牧野政府委員 再三申し上げておりますが、現在、我が国が今後の経済を考えますと、伝統的な公共投資等によって内需拡大をしていくということも大事でございますけれども、空洞化あるいは円高といったような状況の中で、経済構造改革、これがもう非常に大事である、焦眉の急であるということを再三申し上げております。その構造改革を行ふ上におきまして、いわゆる新しい産業、新規産業をどんどん興していく、そのためにはないわゆる新しい社会資本を整備していくといふことは、ここ数年の焦眉の急であろうというふうに思っております。

私ども、御案内のように、昨年、産業構造審議会におきまして、将来の我が国の経済成長あるいは雇用吸収に大いに活躍すべき有望な十二分野を御提示をいたしております。これは、情報・通信関連でありますとか環境、ビジネスでありますとか、いろいろ挙げておりますが、そういったようなビジネス、事業分野が今後も育っていく上で何が大事かということをいろいろ調査をいたしまして、委員がおっしゃいましたような規制緩和、これは非常に大事でございますが、それとともに、こういった新しいビジネスが育つてくるに必要なといふいわゆる新しい社会資本が必要であるという立場と、これは強く民間からも、各界からも要求されているところでございます。

その意味におきまして、この民活法の改正においても、新たに、例えばリサイクルであれば、これは当然のことながら今後伸びる環境、ビジ

ネスについての基礎でござりますし、多目的スタジアムというのは、これは生活関連産業の伸びでいく基盤でございますし、こういったものを整備していく必要があるということござります。それで、これをいつまでもやるのかということではございません。いろいろな対策は、当然のことながら、必要がなくなればやめていく必要があると思います。ただ、今私が申し上げましたように、ここ数年あるいは十年、こういった将来の我が国の経済を担う新しい産業分野を育てるためのあらゆる環境づくりをやる必要があるという観点から、今般、この民活法の延長並びに拡充をお願いをしているわけでござります。

それから、冒頭に御指摘がございました、件数が若干こことのところ芳しくないのでではないかとおっことでございますが、これにつきましてはなお詳細に精査はいたしまますが、景気の動向でございまますとかそういうのもございまますし、あるいはビッグプロジェクトが進んで若干停滞期があつたとか、いろいろな状況があると思います。これにつきましてはなお詳細に精査はいたしますが、私どものつかんでいるところでは、各地域ともこの民活法の一層の拡充を望んでおるというふうに承知をいたしております。

○豊田委員 先ほどの吉田委員からだつたと思いますが、若干同様の質問にならうかと思ひますけれども、従来いわゆる第三セクターが中心といふことでありまして、この第三セクターによる事業経営というものはかねがね効率性が指摘されたりするところであります。今回の改正の中に、純粹民間事業者、いわゆる純民と略されているようですが、この純民の特定施設整備の促進ということに対象者が拡大されておりますが、やはり第三セクターというのがこれからも中心になっていくのではないかと思われるわけです。そうしますと、研究施設の追加ということで、リサイクル関連施設あるいは大規模スタジアムというのが対象施設といふことの民活法の改正を行いますと、かえってその施

○牧野政府委員 第三セクターと申しましてもいろいろありますて、確かにうまくいっていないところもあるうかと思ひます。ただ、今回私どもいろいろ調査をいたしましたところ、良好な運営を行つてゐる第三セクターが非常に多いということをお聞きますし、国際会議場、これは幕張メッセが代表的なものであります、これははつとに頑張つてゐるところでござりますし、商業基盤施設におきましては下松商業開発施設というものがございまして、これら非常にうまくいっているというふうに聞いておりますし、地元経済界からも高い評価を得てゐるというふうに思ひます。

それで、全般的な問題といいたしまして、アンケート調査をいたしましたが、売上高が当初の目標を上回つてゐるというのが總じて多くなつてゐるということをございます。いろいろ、長引く不況等の状況もござりますけれども、それを考えましても安定した事業運営が全般的に行われてゐるということをございます。

さらに、今委員が御指摘になりましたように、今般、第三セクターでやるのは必ずしもふさわしくない、というよりも、民間でやりたいというところがあればこれはどんどん今後この対象を拡げていく、新たに利子補給制度を設けてこれを大いにバックアップするということにいたしたわけですがございまして、第三セクターの今後の運営につきましては、十分に効率化するように、なお一層私どもとしても注視をいたしたいと思ひます。

今後も第三セクターがかなり多くの役割を担うと思ひますけれども、第三セクターがゆえに非効率であるということとは言えないのではないかといふふうに思つております。

この民活法の対象とされている数多くの施設がござりますけれども、これが本当に民間事業者のニーズに基づくものなのかどうか。この点につきましては、私は、確かに民間事業者のニーズに基づくものもあれば、年数の経過に伴いまして必ずしも民間事業者のニーズに合致していないものもかなり列举してあるのではないかという気もいたします。

この辺は見方が分かれるかもしませんが、このような民活法の対象とされる施設がいわゆる官側からのお仕着せというような形になつては問題があろうかと思いますので、そのような官側からのお仕着せということになつてないのか、あるいはまたそういうおそれがなしとしないのか、その辺、大臣に一言お答えをいただきたいと思います。

○橋本国務大臣 先ほど局長からお答え申し上げましたように、この民活法につきましては、十五類型、百二十九の公共的な施設が今まで整備をされてまいりました。私は、その中に全く一切そぞしたものがないと言い切る自信はありません。しかし同時に、私は、ほとんどのものは今委員から御指摘を受けるような、官側の押しつけと言われるようなものではないと思っております。そして今後も、七年度中に、情報通信基盤施設、国際交流支援施設、高度商業基盤施設など既存の民活施設が三十一施設、リサイクル関連施設、大規模システム等新規に民活法の対象となる施設が十六施設、四十七プロジェクトについて、また、八年度についても三十三プロジェクトについて整備を進めたいという御希望が各地域から出てきているわけであります。その中には、やはり私はこれ現在の経済状況の変化の中から生まれてきていたものだと思いますけれども、純粹民間事業者による施設整備へのニーズが大変強くなっているものを反映しております。純粹民間事業者による施設整備も、七年度で例えば十プロジェクト含まれております。これらに対応して、今回の法改正で純粹な民間事業者に対する支援措置を拡充して

いるわけでございます。

また、これを例示にすることがいかがかと思ひますけれども、今回の阪神・淡路大震災の被災地域におきまして、純粹な民間プロジェクトを含めました民活プロジェクトを震災復興の起爆剤にしたいという地元の御要望も極めて強いものがございまして、七年度から八年度にかけて六プロジェクトが上がつておきます。

こうしたものを考えてみますと、私は、その経営形態はさまざまありますよう、しかし、民間の多様かつ高度なニーズというものをもとにしながら、各地域における意欲のある民間事業者のニアシアチブでこうしたもののが進められておる、そう考えておりまして、押しつけというようなものではやはりうまくいかない性格のものはなかろうか、そのように思つております。

○豊田委員 私がかなり厳しくお尋ねしておりますのも、十年間の延長ということでおきますの

で、今まで以上に経済の状況は大きな変化、試練

のときを迎えると思ひますし、通産当局におかれましても、適切、有効な施策を打ち出していくた

めには、当然のことですが、現行の施策の効果とい

うものにつきまして常日ごろから分析、検討を行つて、適切、有効な策をタイムリーに打ち出

していただきよう強く要望しておきたい

力になさつていただくよう強く要望しておきたい

と思います。これは質問ということではございませんので、この十年間延長ということに絡みまし

て、ぜひとも不斷の見直し、検討を今後も引き続

き行つていただきたい、これを強く要望いたしま

す。

次に、新規事業法の一部改正に絡みまして、

二、三質問をさせていただきたいと思います。

この法律も平成元年六月に施行されましたわけ

ですが、先ほどと同様、この法律の施行後、年次

別、具体的に、できるだけ詳しくこの法律の運用

実績を御報告いただきたいと思います。

○牧野政府委員 まず、平成元年十二月に施行さ

れて以来、平成七年十月十六日現在で総数二十五

件、御指摘のとおりでございます。

内訳でございますが、平成二年度から平成七年度、これは十月十六日現在でございますが、二年度二件、三年度一件、四年度四件、五年度五件、六年度八件、七年度は今のところ五件、二十五件と、七年度はございません。

なお、今申請を準備中のものが六十数件あると

いうふうに聞いております。

○豊田委員 産政局長、たびたび申しわけござい

ませんが、通産省として、この実績に対しまして評

価をお聞かせ願いたいと思います。

○牧野政府委員 まず、件数が多いかどうかとい

うことであります、ただいま申し上げましたよ

うに、逐年実績が上がつてきております。当初、

そのときの経済状況等を反映いたしまして、必ず

しも多くなかつたわけでございますが、今申し上

げたように逐次上がつてきておるということでござ

ります。

特に平成六年に運用の改善、それから、従来こ

の認定をする場合に再保証人が必要であるとい

うよなことをやつておりますけれども、この要

件を大幅に緩和をし、今般またこれをより緩和し

ようとしておりますが、こういったような結果

あるいはこの認定にかかる手続、日数等も短縮を

図つてきた結果、伸びてきているというふうに思

います。

先ほど申し上げましたように、事前の相談件數

は先ほど六十数件と申し上げましたけれども、こ

れも逐年上がってきておりますし、過去において

今までの実績がそれほど誇れるものかどうか

は別といたしまして、この事業法によるベン

チャー、大いにこれを活用して始めようといふ

うに盛り上がつてきているというふうに思

います。

○牧野政府委員 今申し上げましたように、大変

な苦労の末ようやく法務省に認めていただいた

ところがござりますので、まことに申しわ

けございませんけれども、私的な意見としても商

法について云々するのはちょっと差し控えさせ

て、非常に高く私どもは評価をいたしております。

○豊田委員 確かに一つの、言葉は悪いのですが

風穴があいたといいますか、なかなか商法とい

うのは大きな法律であります。そう簡単にこの特殊

なといいますか、こういう措置を盛り込めば盛り

込むほど例外があえていつややこしくなるわけ

の編成に携わらせていただいたといいますか、主計局の主査をちょうどしておりましたのですが、主

に

で、法務省といろいろ折衝をいたしました結果、

政策的に極めて支援の必要性が高いという、この

時としては厳しい財政事情の中でそれなりの予算

をつけさせていただいた、わずかなものではあり

ますが、つけさせていただいた記憶があります。

私は、これからこの新規事業の育成ということ

につきましては、特にベンチャービジネス、この

育成は大変大事なことではないかと考えております

して、今回、この法改正の中にいわゆるストック

オプション、新株発行の特例ということなのでござ

りますが、このストックオプションを設けられ

ざいますが、このストックオプションとい

うことは、私なりにこれは一定の評価をさ

せていますが、その規制緩和小委員会でも議論が行われま

ったよう、そもそもストックオプションとい

うことは一般的に導入していくのではないかと

思っていますが、それが、その規制緩和小委員会でも議論が行われま

った、惜しむらくは、なぜ新規事業法認定企業

についてのみこのストックオプション、新株発行

の特例を認めるのかということをございますが、

これはそれなりにいろいろな経緯もあるらうかと思

いますけれども、まずその理由についてお聞かせ

願いたいと思います。

○牧野政府委員 委員御案内かと思ひますが、実

際は、このストックオプションを今般認めるとい

いますか、これ導入するに当たりましては、率直

に言いまして、本当に聞くも涙、語るも涙とい

う経緯がござります。御案内のようにこのストック

オプションというのは商法で決められるべき問題

でござりますけれども、御案内のように日本の商

法また会社法、これは株主の平等でありますとか

保護といったようなことを非常に強く、そういう

思想に基づいて成り立つている法律でございま

して、現在の日本の商法の基本的な物の考え方から

いいますと、このストックオプションといふもの

は一種の、株主を差別するわけでござりますか

ただ、先ほど申し上げておりますように、大

臣もるる申し上げておりますように、現在の我が

國經濟にとっての構造改革が非常に焦眉の急であ

る、その中で、どうしてもその一つの大きな柱と

して新規産業を興してしていく必要があるといふこと

で、法務省といろいろ折衝をいたしました結果、

政策的に極めて支援の必要性が高いという、この

時としては厳しい財政事情の中でそれなりの予算

をつけさせていただいた、わずかなものではあり

ますが、つけさせていただいた記憶があります。

私は、これからこの新規事業の育成といふこと

につきましては、特にベンチャービジネス、この

育成は大変大事なことではないかと考えております

して、今回、この法改正の中にいわゆるストック

オプション制度の導入が認められた、こうい

う議論があるわけであります。一般的な導入と

経緯がござります。

○豊田委員 よく存じ上げておりますが、大変頑

張つていただいたと思っておりますけれども、さ

らに進めますと、行政改革委員会、行革委員会で

すが、その規制緩和小委員会でも議論が行われま

ったよう、そもそもストックオプションとい

うことは一般的に導入していくのではないのではな

いことは、私なりにこれは一定の評価をさ

せていますが、その規制緩和小委員会でも議論が行われま

った、惜しむらくは、なぜ新規事業法認定企業

についてのみこのストックオプション、新株発行

の特例を認めるのかということをございますが、

これはそれなりにいろいろな経緯もあるらうかと思

いますけれども、急のため、このストックオプション制

度を一般的に導入することになりますが、私はあえて

このストックオプションを今般認めるとい

うことは一般的に導入していくのではな

いことは、私なりにこれは一定の評価をさ

せていますが、その規制緩和小委員会でも議論が行われま

った、惜しむらくは、なぜ新規事業法認定企業

についてのみこのストックオプション、新株発行

の特例を認めるのかということをございますが、

これはそれなりにいろいろな経緯もあるらうかと思

いますけれども、急のため、このストックオプション制

度を一般的に導入することになりますが、私はあえて

このストックオプションを今般認めるとい

うことは一般的に導入していくのではな

いことは、私なりにこれは一定の評価をさ

せていますが、その規制緩和小委員会でも議論が行われま

った、惜しむらくは、なぜ新規事業法認定企業

についてのみこのストックオプション、新株発行

の特例を認めるのかということをございますが、

これはそれなりにいろいろな経緯もあるらうかと思

いますけれども、急のため、このストックオプション制

度を一般的に導入することになりますが、私はあえて

このストックオプションを今般認めるとい

うことは一般的に導入していくのではな

いことは、私なりにこれは一定の評価をさ

せていますが、その規制緩和小委員会でも議論が行われま

った、惜しむらくは、なぜ新規事業法認定企業

についてのみこのストックオプション、新株発行

の特例を認めるのかということをございますが、

これはそれなりにいろいろな経緯もあるらうかと思

いますけれども、急のため、このストックオプション制

度を一般的に導入することになりますが、私はあえて

このストックオプションを今般認めるとい

うことは一般的に導入していくのではな

いことは、私なりにこれは一定の評価をさ

せていますが、その規制緩和小委員会でも議論が行われま

った、惜しむらくは、なぜ新規事業法認定企業

についてのみこのストックオプション、新株発行

の特例を認めるのかということをございますが、

これはそれなりにいろいろな経緯もあるらうかと思

いますけれども、急のため、このストックオプション制

度を一般的に導入することになりますが、私はあえて

このストックオプションを今般認めるとい

うことは一般的に導入していくのではな

いことは、私なりにこれは一定の評価をさ

せていますが、その規制緩和小委員会でも議論が行われま

った、惜しむらくは、なぜ新規事業法認定企業

についてのみこのストックオプション、新株発行

の特例を認めるのかということをございますが、

これはそれなりにいろいろな経緯もあるらうかと思

いますけれども、急のため、このストックオプション制

度を一般的に導入することになりますが、私はあえて

このストックオプションを今般認めるとい

うことは一般的に導入していくのではな

いことは、私なりにこれは一定の評価をさ

せていますが、その規制緩和小委員会でも議論が行われま

った、惜しむらくは、なぜ新規事業法認定企業

についてのみこのストックオプション、新株発行

の特例を認めるのかということをございますが、

これはそれなりにいろいろな経緯もあるらうかと思

いますけれども、急のため、このストックオプション制

度を一般的に導入することになりますが、私はあえて

このストックオプションを今般認めるとい

うことは一般的に導入していくのではな

いことは、私なりにこれは一定の評価をさ

せていますが、その規制緩和小委員会でも議論が行われま

った、惜しむらくは、なぜ新規事業法認定企業

についてのみこのストックオプション、新株発行

の特例を認めるのかということをございますが、

これはそれなりにいろいろな経緯もあるらうかと思

いますけれども、急のため、このストックオプション制

度を一般的に導入することになりますが、私はあえて

このストックオプションを今般認めるとい

うことは一般的に導入していくのではな

いことは、私なりにこれは一定の評価をさ

せていますが、その規制緩和小委員会でも議論が行われま

った、惜しむらくは、なぜ新規事業法認定企業

についてのみこのストックオプション、新株発行

の特例を認めるのかということをございますが、

これはそれなりにいろいろな経緯もあるらうかと思

いますけれども、急のため、このストックオプション制

度を一般的に導入することになりますが、私はあえて

このストックオプションを今般認めるとい

うことは一般的に導入していくのではな

いことは、私なりにこれは一定の評価をさ

せていますが、その規制緩和小委員会でも議論が行われま

った、惜しむらくは、なぜ新規事業法認定企業

についてのみこのストックオプション、新株発行

の特例を認めるのかということをございますが、

これはそれなりにいろいろな経緯もあるらうかと思

いますけれども、急のため、このストックオプション制

度を一般的に導入することになりますが、私はあえて

このストックオプションを今般認めるとい

うことは一般的に導入していくのではな

いことは、私なりにこれは一定の評価をさ

せていますが、その規制緩和小委員会でも議論が行われま

った、惜しむらくは、なぜ新規事業法認定企業

についてのみこのストックオプション、新株発行

の特例を認めるのかということをございますが、

でござりますが、私は、先ほどの民法法のときもお尋ねしましたように、やはりこれから規制緩和ということを進めていくこととあれば、これぐらいの思い切ったこともやつていかなくてはならないのではないか。いずれストックオーバークション制度について一般的に導入するという議論も、我々立法サイドの人間としても真剣に取り組んでいかなければならぬものだと思つております。特にこれ以上はお聞きいたしません。

次に、特定新規事業法、この法律によりますと、これは先ほどの吉田委員からも質問がありましたが、ストックオーバークションを含めて、この法律の施策がして、質問、答えが重複するかもしませんが、なぜ通産省の所管分野に限られているのかといふことであります。

法律の条文によりますと、第一条に「目的」といふことで、「ここに定める目的が書いてあります」が、そこに、「特定新規事業」という言葉が第一条に出でてまいります。その第一条の「特定新規事業」の定義として、「この法律において「特定新規事業」とは、新商品を生産し、若しくは新たな役務を提供する事業又は新技術を利用して商品の生産若しくは販売若しくは役務の提供の方式を改善する事業のうち」、ここからなんですが、「事業のうち通商産業省の所掌に係るものであつて、当該事業に係る商品又は役務が事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は国民生活の利便の増進に寄与するものをいう。」これが定義になつてゐるわけですからあります。

先ほど牧野局長が、法律でそう決まっておりませんからという答弁があつたわけですが、もちろん法律でこのようにならなければなりませんけれども、なまそれなりの背景があると思いますけれども、なま通産省所管、「通商産業省の所掌に係るものであつて、」という定義にならなければなりません。お答えをお願いいたします。

○牧野政府委員 「中島(洋)委員長代理退席、委員長着席
委員十分御承知の上でお聞きだ

と思ひますので、なかなかお答えにくいのですけれども、一言でいいますと、この法律の成立のときには、これは政府部内で大変な議論がございました。そういうことで、通産省がこの新規事業の発成を行うことは結構であるけれども、その所管分野に限るということが、これは政府部内のいろいろなやりとりの中で決められたわけでございました。それが経緯でございます。

ただ、先ほど吉田委員の御質問にもお答えを申し上げましたけれども、これまでの新規事業がどういったものがあるかということを、ここで認定したもののがあるかということを、したかどうかは別として、いろいろ見てみまして、も、ほとんどが当省の所管にかかる分野でございます。と申しますのは、我が国の商工業、サービス業を含めまして当省の所管分野が、就業者数、事業者数等を見て、も大体八割ぐらいをカバーしておりますので、まあ当面、いわゆるベンチャーは、こういった法の保護あるいは施策の対象になるベンチャーはほぼ全部当省所管で拾えるのではないか。これは実際の、現実の問題でござります。

いすればしましても、こうした分野について、まず重点的に、まず先駆的に所要の施策を講ずる事が大事であるということをございます。

○豊田委員　なかなかいろいろな経緯がありまして、大臣に一言お尋ねいたしたいと思います。

この新規事業というものは、本来、従来型の業態分野を超えるもの、すなわち一省だけの所管区分に従事するもの、つまり、二三の所管区分に従事するものである。

黙に限定できただしものが多いと私は考えておるが、す。特に、これから新規事業を起こしていくこうしたことであれば、いわゆるどこの省に属するの

かという縦割りで割り切れないものが、むしろそれが、ういうものがどんどん出てくる方が活性化につながるわけでありまして、いわゆる特定の分野に限

定するという発想は、むしろ新規事業の展開、發展に好ましくないのではないか、このように私は考えております。

○橋本国務大臣　局長が大変正直に過去の経緯をお話をいたしましただけに、少々お答えのしにくいで部分がありますけれども、私は、通産省としての立場から申し上げましても、他省庁にも関連する分野でありましても、他省庁に関する協力はできると思います。また、その用意ぐらいい部分がありますけれども、私は、通産省としても、その他省庁の方が理解をしてくださるなら、私は、当然のことながら新規事業法を活用して協同の新規事業の支援というものにつきましては、産政局長、十分持つておると思います。

同時に、その新規事業の育成というものの重要性を考えますときに、例えば文部省との協力の中で産学連携を推進する、そういう新規事業の育成のために他省庁との連携を現に、既に図っていられるわけでありますし、今後とも関係省庁との連携は一層深るものにしていきたい、そのように考えております。

○豊田委員　これは一省の問題ではございません。日本国全体、日本の経済全体にかかる問題であります。経済の活性化という観点から、ぜひ大臣のお言葉のように積極的に、前向きにこれからも取り組んでいただきたい、このように思う次第であります。

次に、織産法の方の質問に移らせていただきます。

織維産業についてだけ、今回情報化の事業を特別に法律改正までして行うということであります。が、その理由はいかがございましょうか。

○中野政府委員　私からお答えするのはちょっとあれでございますが、通産省全体としまして、産業の情報化というのは情報化政策あるいは経済構造改革の上で大変重要な政策ということで、一九七〇年に情報処理の促進に関する法律、こういうものを設けまして、かつて、一九八四年ころでございましたが、産業界の情報化を進める上で、ビジネスのプロトコルといいまして、そのデータ

○橋本国務大臣　局長が大変正直に過去の経験をお話をいたしましただけに、少々お答えのしにくいでありますけれども、私は、通産省としての立場から申し上げましても、他省庁にも関連する分野における新規事業の支援といふものにつきましては、その他省庁の方が理解をしてくださるなら、私は、当然のことながら新規事業法を活用して協力はできると思います。また、その用意ぐらいは、産政局長、十分持つておると思います。

同時に、その新規事業の育成というものの重要性を考えますときに、例えば文部省との協力の中で産学連携を推進する、そういうた新規事業の育成のために他省庁との連携を現に、既に図っていらっしゃるわけでありますし、今後とも関係省庁との連携は一層深いものにしていきたい、そのように考えております。

○豊田委員　これは一省の問題ではございません。日本全国、日本の経済全体にかかる問題であります。経済の活性化という観点から、ぜひ大臣のお言葉のように積極的に、前向きにこれからも取り組んでいただきたい、このように思っております。

次に、織産法の方の質問に移らせていただきま

○豊田委員 これは一省の問題ではございません。日本全国、日本の経済全体にかかる問題であります。経済の活性化という観点から、ぜひ大臣のお言葉のように積極的に、前向きにこれからも取り組んでいただきたい、このように思う次第であります。

次に、織産法の方の質問に移らせていただきます。

別に法律改正までして行うということあります

が、その理由はいかがでございましょうか。
○中野政府委員 私からお答えするのはちょっと
あれでございますが、通産省全体としまして、産
業の情報化というものは情報化政策あるいは経済構
造改革の上で大変重要な政策ということで、一九八
七年に情報処理の促進に関する法律、こういう
ものを設けまして、かつまた、一九八四年ごろで
ございましたか、産業界の情報化を進める上で、
ビジネスのプロトコルといいまして、そのデータ

携指針などを、現在十二業種ございますけれども、我が国の織維というものは大変複雑な構造をとつておるわけでござります。わかりやすく申し上げますと、織維の日本のマーケットが今約二十兆円でございます。織維の製造、加工、製造部門が出荷している額が、ちょっと減つておりますが十二兆円余りでございますが、卸売業が二十八兆から三十兆あるといふ、大変奇妙なといいますか、これは伝統的な織維のビジネスの積み重ねによってこういうことになつたわけでございます。御案内のとおり今、円高で輸入があえまして、織維の事業者十一万七千社おりますけれども、ここに属する大企業といふ分類に属する企業はわずか百六十社でございます。して、ほとんどが中小企業の業種で、百十五万、流通、小売を入れますと二百六十万の雇用を支えている、こういう産業なんでございますが、この製造と販売が全く分離した、いわば従来は、製造いたしましてそれをマーケットに流す、リスクをマーケットが持つ、こういう構造になつておりますして、したがいまして、先ほど申し上げましたが、原糸を生産して製品になるまで平均すると六十八週もかかる、こういう構造になつておるわけです。したがいまして、流行おくれになりまして返品が二、三割ある、こういう大変非効率な構図になつておるわけでございます。

そこで、一昨年答申を受けまして、昨年国会で織維構造改善法の改正をいただきました。このときの考え方は、今までのような生産しつ放しの産業構造ではなくて、マーケットに直結したマーケット・イン型の産業の構造にしよう。それから、メカニカル、流通、デザインが連携をしまして、消費者のニーズに合った新商品の開発のクリエーション型の産業をねらう。もちろんグローバルなすみ分けということを摸索しながらそういう

新しい体質を持った産業に生まれ変わらう、これ
を称して、我々、構造改善と言つておるわけでござります。

この情報化というのはアメリカで十年ほど前に
起きまして、現在ではアメリカの小売の八割は纖
維にコード番号がついておりまして、ソースマー
キングと言つておりますが、これが流通、製造段
階まで情報が直結してむだのない生産を行う、こ
ういう体制になっておるわけでござります。

私どもも、昨年の纖維法の御改正をいただいた
ときからこの情報化というのは新しい纖維新法の
柱でございまして、日本でも纖維の製品すべてに
背番号をつける、JANコードと言つております
が、あるいは商品別のマスターコード、マスター
のデータベースという準備を進めてまいりました
た。

ここで、纖維業界の方でも機運も盛り上がりつ
おりますので、このたびの補正予算におきまして
、プロダクトのパイプラインを短縮するという
上での必要なソフトウェア、ハードウェアシステム
の技術開発支援のための予算措置をいただい
た、こういうことでござります。

○豊田委員 情報化という問題は、纖維産業だけ
に限つてゐる話では当然ありませんし、製造業を
含みます全産業に共通した課題だと言えると思ひ
ます。既に自発的に、かつ戦略的に取り組んでい
る企業あるいは組合、その例は枚挙にいとまがな
いと思いますが、これは纖維関係の方々あるいは
それを指導されている方々には大変厳しい言い方
になりますけれども、あえて申し上げれば、自助
努力を怠つてゐる者を助けるということになるの
ではないか。これはあえて厳しい言い方を申し上
げますが。

そのような、自助努力を怠つてゐる者を助ける
ということになるのではないかということにつき
まして、大臣に御答弁をお願いいたしたいと思
います。

○橋本国務大臣 この点につきましては、私は、
委員の御見解に少々異論がござります。

私自身、自分が纖維におったといふことも多少
はあるかもしれません。しかし私は、確かに今纖
維産業が非常に厳しい条件の中で苦労しております。
すけれども、先刻吉田委員にも御答弁申し上げた
ことであります、我が国の纖維産業といふもの

は、長い伝統の中で、和装織物の時代から含めて
見ますならば、非常に高い、世界でも一流の技術
を今日もなお保持いたしております。同時に、纖
維機械工業あるいはそのデザイナーの面におき
まして、我々は優位性を持つ部分を持っておる
と思っております。

しかし、それが、先刻も申し上げたわけであり
ますけれども、非常に長い伝統の中からできてしま
つておられる複雑をして確かにむだの多い流通ル
ート、こうしたものの中で優位性がどこかでその市
場とミスマッチを起こしている、そういう状況が
あると私も思います。だからこそ、その纖維産業
といふものをマーケット主導型のむだのない生
産、流通の構造に変えいかなければなりません。
そうして、その中で我々は日本の纖維の持つ
優位性といふものを生かしていくたい。今後もそ
れだけのウエートのある、また能力のある分野で
あると思っております。

こうした中で、今、取引慣行の是正を図りながら
情報化を活用して製版直結の体制づくりを業界
として進めておられる、そしてその中において纖
維業界が既にその方向に歩み始めておるわけであ
りまして、この一年半で十五の情報化グループが
現在できて活動中といふ説明を受けました。なら
ば、そうした動きを一層促進していくことによつ
て、纖維法に基づいて引き続き構造改革に向けて
の基盤の整備を行うこと、私はそれは、委員が仰
せになったような視点からはこの問題をとらえて
おりません。むしろ、こうした業界の生き残りに
向けた自助努力というものを本当に効果のあるも
のにしようとするならば、やはりむだのない生産
のを早急につくる必要がある、我々はそう
考えながら、今回の事業を補正予算としてお願
いといふことに終わりかねない、そのような懸念

をする決断をしたわけであります。

○豊田委員 今の大臣のお答えに対しましては後
ほど私から再度質問いたしますが、少し観点を変
えまして、纖維産地対策の現状はどうなつていま
すか、お答えください。

○中野政府委員 御案内のとおり、纖維は大変產
地性のある、特色のある産業でございまして、當
該地域で、製造業の中では纖維の従業者が二割以上
を占める県というのは十県ぐらいあるわけでござ
います。この現行の法律におきましても産地対策
というのは重要な政策というふうにとらまえてお
りまして、構造改善法におきましては、構造改善
の産地組合または各地のリンクセンタから大
円滑化計画、こういう政策スケームがございま
す。旧法のときはこれは五年間で九つぐらい
だったと思いますが、現在、この一年で既に十五
の産地組合または各地のリンクセンタから大
臣承認の計画が提出され、承認されております。
新商品の開発でありますとか人材育成、新技術の
開発、情報提供等々の事業を活発に行っておるわ
けであります。

さらに、纖維の場合には、中小企業施策を大い
に活用といいますか纖維業界が利用する、こうい
うことでございまして、各種の需要開拓の事業に
つきましては、国、県からもろもろの補助事業が
ございます。こういう面での需要開拓のための支
援事業ということも強化をしているところでござ
います。

さて、纖維の場合は、中小企業施策を大いに
活用といいますか纖維業界が利用する、こうい
うことでございまして、各種の需要開拓の事業に
つきましては、国、県からもろもろの補助事業が
ございます。こういう面での需要開拓のための支
援事業ということも強化をしているところでござ
います。

私も、産地の実情に合つた形での先ほど申し上
げました産地対策、これに最重点、力を注ぐべき
ではないかと考えておりますが、大臣の所見をお
伺いいたします。

○橋本国務大臣 確かに委員が御指摘になりま
したような観点、それぞれの産地に合つた対策とい
うものが必要なものであることは、私は否定をい
たしません。

しかし同時に、その産地に対するどのような施
策を講じましても、今までと同じ流通形態、販売
ルートを温存したまま情報を取りまして、果た
して効果があるか、私はそう思います。そして、
そういう考え方をとりましたときに、現在それぞ
れの纖維産地の実情把握あるいは対応策の検討を
行う、そうした場も産地ごとに設けながら、各識
策において、まず纖維産業革新基盤整備事業によ
りまして産地の中小企業者が高度な情報技術を活
用して生産・流通構造の改革を行つておることを承知
いたわけであります。こうした対応をしていくく
ことは、私は、産地にとって決してマイナスにな
るどころか将来に向けての夢をつくり上げるもの
だと思います。

同時に、中小企業対策という観点からも、運転
資金の支援の拡充あるいは政府系中小企業金融機
関に有する既往債務の負担軽減、さらに信用補完
の充実等の本格的な対応策を用意しておるわけで
あります。確かに情報化といふのはそれなりにと
うことでございまして、各種の需要開拓の事業に
つきましては、国、県からもろもろの補助事業が
ございます。こういう面での需要開拓のための支
援事業ということも強化をしているところでござ
います。

当然これが成立してからといふことになりますけ
ども、ぜひ今大臣がおっしゃいましたように、

この法律の運用に当たりましては、

○豊田委員 この法律の運用に当たりましては、
産地に対してその効果があらわれるような形の運

用方法も御検討いただきたい、このように申し上げておきたいと思います。

次に、織維産業の空洞化ということが大変深刻化しております。この点につきまして、この情報化というのは当然それなりのプラスにはなるかと思いますが、この深刻な織維産業の空洞化とい

うことにつきまして、あるいは产地の空洞化ということがあります。この点につきまして、この情報化ではとてもそれはとまらないではないかと思われますけれども、この点はいかがでしょうか。

○中野政府委員 御指摘のように、情報化だけで产地あるいは織維産業がすべての問題を解決できるというふうに私ども思っておりませんが、たゞ、日本の織維産業の本質を革新するといいますか強化していく、こういう上で情報化の果たす役割は大変大きいといふうに私ども認識しております。

御案内のとおり、織維は大変輸入が今ふえておりますし、产地も、产地によっていろいろ違いますが、それとも、特に天然織維系の产地というのは大きさの影響を受けております。ただ、合成織維系はまだ輸入もそう大きな浸透ではないというふうございまして、織維全体として見れば、諸外国、先進国から見れば輸入はいささか多いというのが率直なところでございます。

それで、製販直結をするという、この情報化を基礎にして行うということは、これはアメリカの実験に倣つてみると、やはり製造加工部門が近くにいた方がいい、こういうことでございます。今まで六ヵ月かかってお客様に納めていたものを四十日で納める、こういう計画も現在出ております。その場合に、どうしても製造部門は近くにいた方がいい。織維製品の中でも占める原料加工といいますか、製造部門のウエートというのをさほど大きなわけでもございません。この辺の便利さといいますか、その辺は情報化を通じて产地がしっかりした生産基盤をマーケットに直結して持つという大きな意味合いがあると思います。

ことしからアメリカ政府におきまして、新しい

DAMA計画というのを織維産業で設けてスター

トをいたしております。これは織維のいわば電子市場化をねらう、こういう非常に意欲的な計画でございます。年間、今年度は二十億円ぐらいために、織維産業の空洞化とい

うことにつきまして、この点につきまして、この情報化ではとてもそれはとまらないのではないかと思われますけれども、この点はいかがでしょうか。

○中野政府委員 御指摘のように、情報化だけで产地あるいは織維産業がすべての問題を解決できるというふうに私ども思っておりませんが、たゞ、日本の織維産業の本質を革新するといいますか強化していく、こういう上で情報化の果たす役

割は大変大きいといふうに私ども認識しております。

○豊田委員 時間もあと十分程度になりましたので、そろそろまとめていきたいと思います。大臣にお尋ねいたしたいと思いますけれども、これは、今回の情報化ということに限らず織維産業に対する施策を考える場合には、我が国の織維産業が世界の中でどのように位置づけられるのか、という観点から我が国の織維産業の現状を分析

します。その将来の見通しを立てることがまず第一に行うべきことではないかと思われます。その上で総合的な施策を展開しないかなければならないわけであります。将来の日本の織維産業に対する施策を講じて、この視点を忘れることが不可能であります。

私は、例えヨーロッパの国々で見られているように、高付加価値製品への特化というような織維産業の今後のあり方というものもあり得ると思います。そのようなことも含めて、大臣の全般的な御所見をお伺いいたしたいと思います。

○橋本国務大臣 私は、まずお互いが考えなけれ

確かに輸入の増加あるいは消費の低迷等厳しい環境変化に直面している状況ではあります。しかし、市場化をねらう、こういう非常に意欲的な計画でございますが、ここで目指している政策の目標は、

現在四割ぐらいになっている輸入渗透率を少なくとも一割は国産化の生産基地に向けようというこれまで、これは実現するかどうかわかりませんけれども、情報化というものの持つ本来の意味から、生産、加工、販売というの直結するということから来る政策目的かと承知しております。

したがいまして、私どもも、もちろんの人材対策、景気対策その他多々の対策が必要だと思っております。

○豊田委員 時間もあと十分程度になりましたので、そろそろまとめていきたいと思います。大臣にお尋ねいたしたいと思いますけれども、これは、今回の情報化ということに限らず織維産業に対する施策を講じて、この視点を忘れることが不可能であります。

私は、例えヨーロッパの国々で見られているように、高付加価値製品への特化というような織維産業に対する施策を講じて、この視点を忘れることが不可能であります。

香貫がお述べになりましたような特定の分野に、より高度な製品をという行き方もあります。あるいはデザインを中心とした少量多品種の生産という方向を目指すやり方もあります。実際は、私はそれがミックスされたものになっていくのではなく、通産大臣初め当局の皆様方に心から切望をいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。本当にありがとうございました。

○甘利委員長 次回は、明十八日水曜日午後二時二十分理事会、午後一時三十分委員会を開会する

産業でありますし、そのようなビジョンを描いてみたところですぐにその対策が描けるのかどうか、また即効性のあるような対策が打てるのかと、我が国一国だけで対応できるような問題ではございません。

かつて日米織維交渉、大変難しい経緯があったわけでございます。ただ、その中にありますように、まさに私どもが筋書きの現場においていました。そして、これは実現するかどうかわかりませんけれども、情報化というの持つ本来の意味から、生産、加工、販売というの直結するということから来る政策目的かと承知しております。

したがいまして、私どもも、もちろんの人材対策、景気対策その他多々の対策が必要だと思っております。

私は、例えヨーロッパの国々で見られているように、高付加価値製品への特化というような織維産業に対する施策を講じて、この視点を忘れることが不可能であります。

香貫がお述べになりましたような特定の分野に、より高度な製品をという行き方もあります。あるいはデザインを中心とした少量多品種の生産という方向を目指すやり方もあります。実際は、私はそれがミックスされたものになっていくのではなく、通産大臣初め当局の皆様方に心から切望をいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。本当にありがとうございました。

○甘利委員長 次回は、明十八日水曜日午後二時二十分理事会、午後一時三十分委員会を開会する

こととし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時四十九分散会

新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案
新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案

整備に関する法律

(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。)
第一章 民間事業者の能力の活用による特定施設

目次中「第四十二条」を「第四十二条の二」に、「第四章 雜則(第五十七条—第五十九条)」を「第三章の二 通信・放送機構の業務の特例等(第五十六条の二—第五十六条の七)」に改める。

第二条第一項第一号中「次の施設」の下に「(大學生の研究機能を活用することにより、高度な工業技術の効率的な企業化が図られる場合にあっては、イからハまでに掲げる施設)」を加え、同項第六号に次のように加える。

ハ 港湾の環境の保全又は改善のための機能を有する施設であつて、廃熱等の利用に必要な施設が一体的に設置されるもの

(これらと一体的に設置される研修施設そ

の他の共同利用施設を含む。)

イ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第一項第六項に規定する分別基準適合物の再商品化(同条第八項第三号及び第四号に掲げる行為に限る。)をするための施設(以下「再商品化施設」といふ。)又は再生資源(再生資源の利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第一項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)を原材料として利用して製品を製造するための政令で定める施設

ロ 再生資源を原材料とする燃料を利用し

た発電施設又は熱供給施設

スポーツを催す業その他の

の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

3 政府は、基金が第四十条第一項第二号に掲げる業務に必要な資金として第四十二条の二の特別施設整備促進円滑化推進資金に充てるためその資金を増加するときは、予算の範囲において、基金に出資することができる。

第十九条中「日本開発銀行」を「政府及び日本開発銀行」に改める。

第四十条第一項第一号中「必要な」の下に「資金を調達するために発行する社債及び当該」を加え、同項第二号中「前号を前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 日本開発銀行その他大臣及び通商産業大臣が指定する金融機関(以下この号において「日本開発銀行等」という。)が行う認定計画に係る特定施設(第二条第一項第一号、第三号、第五号、第六号)、ホ及び

ロ 展示施設、研修施設その他の共同利用施設であつてイに掲げる施設と一体的に設置されるもの

第三条第三項中「第十五号まで」を「第十七号まで」に、「及び第十五号」を「第十五号及び第十七号」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 前項の場合において、基本指針が前条第一項第十七号に掲げる特定施設に係るものであるときは、事前に、スポーツの振興を図る見地からの文部大臣の意見を聴いた上で、同大臣に協議しなければならない。

第四十条第二項中「出資された金額と」を「出資された金額(同条第三項の規定により政府が補給金の支給の決定)」と改める。

第四十一条第一項中「決定」の下に「及び利子の下に「及び第二号」を加える。

第六章中「従つて特定施設の整備」の下に「(運営を含む。)」を加える。

第九条中「及び第十五号」を「第十五号及び第十七号」に改める。

第十四条中「並びに第五号イ及びロ」を「第

五号イ及びロ、第十六号並びに第十七号」に、「整備」を「整備等」に、「保証して」を「保証

して、特別施設整備促進円滑化推進資金を設け、第十七条第三項の規定により特別施設整備促進円滑化推進資金に充てるべきものとして政府が出資した金額をもつてこれに充てなければならない。

2 基金は、特別施設整備促進円滑化推進資金によつて生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴つて生ずる収入は、特別施設整備促進円滑化推進資金に充てるものとする。

第四十六条中「出資者」を「政府以外の出資者」に改める。

第五十四条第三項中「出資者は」を「政府以外の出資者は」に改める。

第五十六条の見出し中「運輸大臣との」を削り、同条中「次の場合には、第二条第一項第五号ロ」を第四十二条第一項又は第四十四条の認可をしようとするときは、次の各号に、「運輸大臣」を「当該各号に掲げる大臣」に改める。

第五十六条各号を次のように改める。

イ 第二条第一項第五号ロ及びニに掲げるものの

一 次の特定施設 連輸大臣

ロ 第二条第一項第六号ニ、ホ及びヘに掲げるものの

二 第二条第一項第七号イに掲げる施設及び同号ニに掲げる施設が一体として設置されるる特定施設 建設大臣

三 第二条第一項第十一号ロに掲げる特定施設 農林水産大臣

四 第二条第一項第十五号に掲げる特定施設 農林水産大臣及び運輸大臣

五 第二条第一項第十六号イの再商品化施設のうち廃棄物の再生の処理を行う施設に該当するもの 厚生大臣

六 第二条第一項第十六号イに掲げる特定施設のうち再生資源を原材料として利用して

第十四条中「並びに第五号イ及びロ」を「第

五号イ及びロ、第十六号並びに第十七号」に、「保証して」を「保証

第十四条中「並びに第五号イ及びロ」を「第

五号イ及びロ、第十六号並びに第十七号」に、「保証して」を「保証

第六十一条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第六十三条中「十万円」を「二十万円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第六十三条の二 第五十六条の五第三項の規定

に違反して特別通信・放送基盤施設整備基金を運用した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附則第二条中「この法律の施行の日から十年以内」を「平成十八年五月二十九日まで」に改める。

（特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部改正）

第一条 特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 特定新規事業に関し経営の指導を行うこと。

第七条第一項中「債務の保証の決定」を「債務の保証の決定及び利子補給金の支給の決定」に、「及び出資の決定」を「利子補給金の支給の決定及び出資の決定」に改め、「第六条第三号」の下に「及び第四号」を加える。

第八条から第十条までを次のように改める。
（新株発行の特例）

第八条 認定事業者であつて株式会社であるもの（以下「認定会社」という。）が、認定計画に係る特定新規事業の実施に必要な人材の確保を円滑にするため、取締役又は使用人である者に対し特に有利な発行価額で新株を発行するには、その新株の発行を受ける者ごとに、次に掲げる事項について商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百四十三条规定に定める決議がなければならない。この場合においては、取締役は、株主総会においてその新株の発行を受ける者に対し特に有利な発行価額で

新株を発行することを必要とする理由を開示しなければならない。

一 新株の額面無額面の別、種類及び數

二 新株の発行価額

三 新株の発行を受ける者の氏名

2 前項の決議は、認定会社が、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されている株券又は同法第六十七条第一項に規定する証券業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券の発行者である会社でない時にする場合であつて、その定款にこの条の規定による新株の発行をすることができる旨の定めのある場合に限り、することができる。

3 第一項の決議により定める新株の総数は、当該決議より前に同項の決議により定めた新株の総数からその決議に基づき発行した株式の総数を控除した数と合わせて、発行済株式の総数の三分の一を超えることができない。

4 商法第二百八十八条の二第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

5 第一項の決議は、その決議の日から十年内に払込みをすべき新株に限り、その効力を有する。ただし、第五条第二項の規定により認定計画の認定が取り消されたときは、その認定が取り消された時から、第一項の決議は、その効力を失う。

6 第一項の決議により新株の発行を受ける者とされたものが死亡したときは、その相続人を新株の発行を受ける者として同項の決議があつたものとみなす。
（株券への記載等）

第九条 定款に前条第二項に規定する定めを設けたときは、認定会社は、株券及び端株券にその旨を記載しなければならない。

2 商法第三百五十条の規定は、定款を変更して前条第二項に規定する定めを設ける決議をした場合について準用する。

（書面の提出等）

第十一条 認定会社は、第八条第一項の決議したときは、直ちに、その決議に関する事項であつて通商産業省令で定めるものについて記載した書面を通商産業大臣に提出しなければならない。

2 認定会社は、通商産業大臣に提出した前項の書面の写しを、通商産業省令で定めるところにより、その認定会社の本店及び支店に備え置き、その書面を通商産業大臣に提出した日から、第八条第一項の決議の日から十年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

2 認定会社の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その認定会社の業務に関し、前項第一号から第三号までの違反行為をした者であるときは、行為者を罰するほか、その認定会社に対して同項の刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一項第四号の違反行為をした者であるときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同項の刑を科する。

4 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 通商産業大臣は、次の場合には、直ちに、通商産業省令で定める事項を官報に公示しなければならない。

一 前条第一項の書面の提出を受けたとき。

二 前条第一項の書面の提出をした認定会社の認定計画の認定を取り消したとき。

2 通商産業大臣は、前条第一項の書面を通商産業省令で定めるところにより、前条第一項の書面を通商産業省に備え置き、その書面の提出があつた日から、第八条第一項の決議の日から十年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

（報告の徵収）

第十二条 通商産業大臣は、認定事業者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができること。

（罰則）

第十三条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

（廃止に伴う経過措置）

第三条 前条の規定によりこの法律を廃止する場合においては、その廃止の時までに第八条第一項の決議をした認定会社については、その決議の日から十年を経過するまでの間、第五条第二項及び第八条から第十四条までの規定は、なおその効力を有する。

（輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（一部改正））

第三条 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第二十二号）の

第五十八条の三第一項中「債務の保証の決定」を「債務の保証の決定及び利子補給金の支給の決定」に、「及び出資の決定」を「利子補給金の支給の決定」に改める。(伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部改正)

第九条 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「債務の保証の決定」を「債務の保証の決定及び利子補給金の支給の決定」に、「及び出資の決定」を「利子補給金の支給の決定」の決定及び出資の決定に改める。(産業構造転換円滑化臨時措置法の一項改正)

第十一条 産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十一年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第十九条中「日本開発銀行」とあるのは「政府及び日本開発銀行」と、同法を削り、「同法第二項の認可を受けた場合において出資された金額」を「同条第三項の規定により政府が出資した金額を除く。」に、「同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額及び「金額を除く。」を「金額を除く。」に、「金額及び」に、「金額を除く。」を「金額を除く。」に、「同法を「特定施設整備法」に、「債務の保証の決定」を「債務の保証の決定及び利子補給金の支給の決定」に改め、「同法第四十六条中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」と及び「同法第五十四条第三項中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」と」を削る。

第十二条 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を次のように改正する。

附則第四条の表以外の部分中「電気通信基盤充実臨時措置法」を「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨

による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)第五十六条の二に規定する業務、電気通信基盤充実臨時措置法に改め、「(金融関連業務)の下に「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(以下「特定施設整備法」という。)第五十六条の二に規定する業務」を加え、

この法律及び通信・放送開発法、電気通信基盤法及び受信設備制御型送開発法の決定及び出資の決定に改め、「特定施設整備法第五十四条第三項中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」と」を削り、「特定施設整備法第五十四条第三項中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」と」を削る。

出資された金額(「を「同条第三項の規定により政府が出資した金額及び」に、「第一号に掲げる金額を除く。」を「第一号に掲げる金額を除く。」に、「(金融関連業務)の下に「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(以下「特定施設整備法」とい

う。)第五十六条の二に規定する業務」を加え、この法律、通信・放送開発法、電気通信基盤法及び受信設備制御型送開発法の決定及び出資の決定に改め、「特定施設整備法第五十四条第三項中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」と」を削り、「特定施設整備法第五十四条第三項中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」と」を削る。

出資された金額(「を「同条第三項の規定により政府が出資した金額及び」に、「第一号に掲げる金額を除く。」を「第一号に掲げる金額を除く。」に、「(金融関連業務)の下に「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(以下「特定施設整備法」とい

う。)第五十六条の二に規定する業務」を加え、この法律、通信・放送開発法、電気通信基盤法及び受信設備制御型送開発法の決定及び出資の決定に改め、「特定施設整備法第五十四条第三項中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」と」を削り、「特定施設整備法第五十四条第三項中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」と」を削る。

出資された金額(「を「同条第三項の規定により政府が出資した金額及び」に、「第一号に掲げる金額を除く。」を「第一号に掲げる金額を除く。」に、「(金融関連業務)の下に「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(以下「特定施設整備法」とい

う。)第五十六条の二に規定する業務」を加え、この法律、通信・放送開発法、電気通信基盤法及び受信設備制御型送開発法の決定及び出資の決定に改め、「特定施設整備法第五十四条第三項中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」と」を削り、「特定施設整備法第五十四条第三項中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」と」を削る。

出資された金額(「を「同条第三項の規定により政府が出資した金額及び」に、「第一号に掲げる金額を除く。」を「第一号に掲げる金額を除く。」に、「(金融関連業務)の下に「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(以下「特定施設整備法」とい

保険価額の合計額(当該特例中小企業者につき既に成立している中小企業信用保険法の一部を改正する法律(平成七年法律第六十一号)による

改正前の中小企業信用保険法第三条の二第一項に規定する無担保保険の保険関係における保

価額の合計額のうち二千万円を超える部分の保

価額の合計額を除く。」と、「特別小口保険の保険関係にあってはその保険価額の合計額」とあるのは「特別小口保険の保険関係にあってはその保険価額の合計額(当該特例中小企業者につき既に成立している中小企業信用保険法の一部を改正する法律による改正前の中小企業信用保険法第三条の三第一項に規定する特別小口保

険の保険関係における保険価額の合計額のうち五百円を超える部分の保険価額の合計額を除く。」とする。

(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第五条 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第六十七条第一項中「二千万円」を「三千五百万円」に改め、同条第四項中「五百万円」を「七百五十万円」に、「小企業者」を「小規模企業者」に改める。

(中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第六条 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項を削り、同条第二項中「中小企業信用保険法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十四号)」を、「研究開発等事業関連保証」の下に「(同法第三条の七第一項に規定する債務の保証であつて、研究開発等事業資金に係るものをいう。)」を加え、同項を同条とする。

(特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法の一部改正)

第七条 特定事業者の事業革新の円滑化に関する

臨時措置法(平成七年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「一億五千万円」を「二億円」に、「三億円」を「四億円」と、「三億円」を「四億円」に改める。

理由

最近の中小企業をめぐる経済環境の変化にかんがみ、中小企業者に対する事業資金の融通の一層の円滑化を図るため、中小企業信用保険について、無担保保険、特別小口保険及び新事業開拓保険の付保限度額の引き上げ並びに特別小口保険の付保の対象となる者の拡大を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成七年十月二十七日印刷

平成七年十月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局